

第3期国頭村
子ども・子育て支援事業計画
(素案)

令和7年3月

国 頭 村

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象.....	4
5 計画の策定体制と策定の経緯.....	5
第2章 国頭村の概況.....	7
1 人口データ等について.....	7
2 教育や保育環境の状況.....	22
4 「第2期国頭村子ども・子育て支援事業計画」の取組状況.....	27
5 ニーズ調査の分析.....	30
第3章 計画の基本的な考え方.....	39
1 基本理念.....	39
2 計画策定における基本的な視点.....	40
3 計画の基本目標.....	41
4 施策の体系.....	43
5 計画を推進するために.....	44
第4章 施策の展開	45
基本目標1 教育・保育、子育て施策の充実.....	45
基本目標2 母子並びに乳幼児等の健康の確保及び増進.....	52
基本目標3 子育てしやすい地域づくり	55
基本目標4 支援を必要とする世帯などへのきめ細やかな取組の推進.....	64
第5章 本計画の達成状況の点検及び評価体制.....	69

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

我が国においては、少子化の進行が続いており、今後、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。一方、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢や就労環境の変化等、少子化が進行している要因はさまざまであり、核家族化や地域での人間関係の希薄化などによって、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、核家族化の進行、社会環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成15(2003)年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。そして、平成24(2012)年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、これらに基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成27(2015)年度から実施し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、質の向上、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。さらに、「子ども・子育て関連3法」の一つである「子ども・子育て支援法」を平成28(2016)年4月、令和元(2019)年10月に改正し、子ども・子育て支援の提供体制の一層の充実を図ることや、「子育て安心プラン」、「新・放課後子ども総合プラン」の策定、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行等が行われ、待機児童の解消に向けた保育人材確保のための総合的な対策や、3歳児から5歳児までの幼児教育・保育の無償化といった施策が進められてきました。

さらに、2024年(令和6年)6月には「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることとされ、子育て世帯への支援の更なる拡充が示されたところです。

国頭村(以下「本村」という。)においては、平成21(2009)年度に策定した「国頭村次世代育成支援行動計画(後期計画)」の方向性を継承しながら、「子ども・子育て支援法」の趣旨を踏まえ、平成26(2014)年に「国頭村子ども・子育て支援事業計画」の策定をはじめ、令和2(2020)年には「第2期国頭村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

今回、「第2期国頭村子ども・子育て支援事業計画(以下、「第2期計画」という)」の計画期間が終了となることから、改めて、本村の子育て家庭のニーズを把握するとともに、第2期計画での取組の進捗状況を踏まえ、本村におけるさらなる子育て環境の充実を図るため、令和7(2025)年度を初年度とする「第3期国頭村子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1)法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

【「子ども・子育て支援法」から抜粋】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

具体的な計画策定に当たっては、同法第 60 条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。

また、本計画は、以下の内容を内包した本村の子育て支援に関する総合的な計画とします。

○次世代育成支援行動計画

国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画として策定

○母子保健計画

厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」の趣旨を盛り込んだ計画として策定

○子どもの貧困対策

国の「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」や「子どもの貧困対策に関する大綱」の制定を踏まえ、本村の子どもの貧困対策に関する趣旨を盛り込んだ計画として策定

○市町村幼児教育政策プログラム

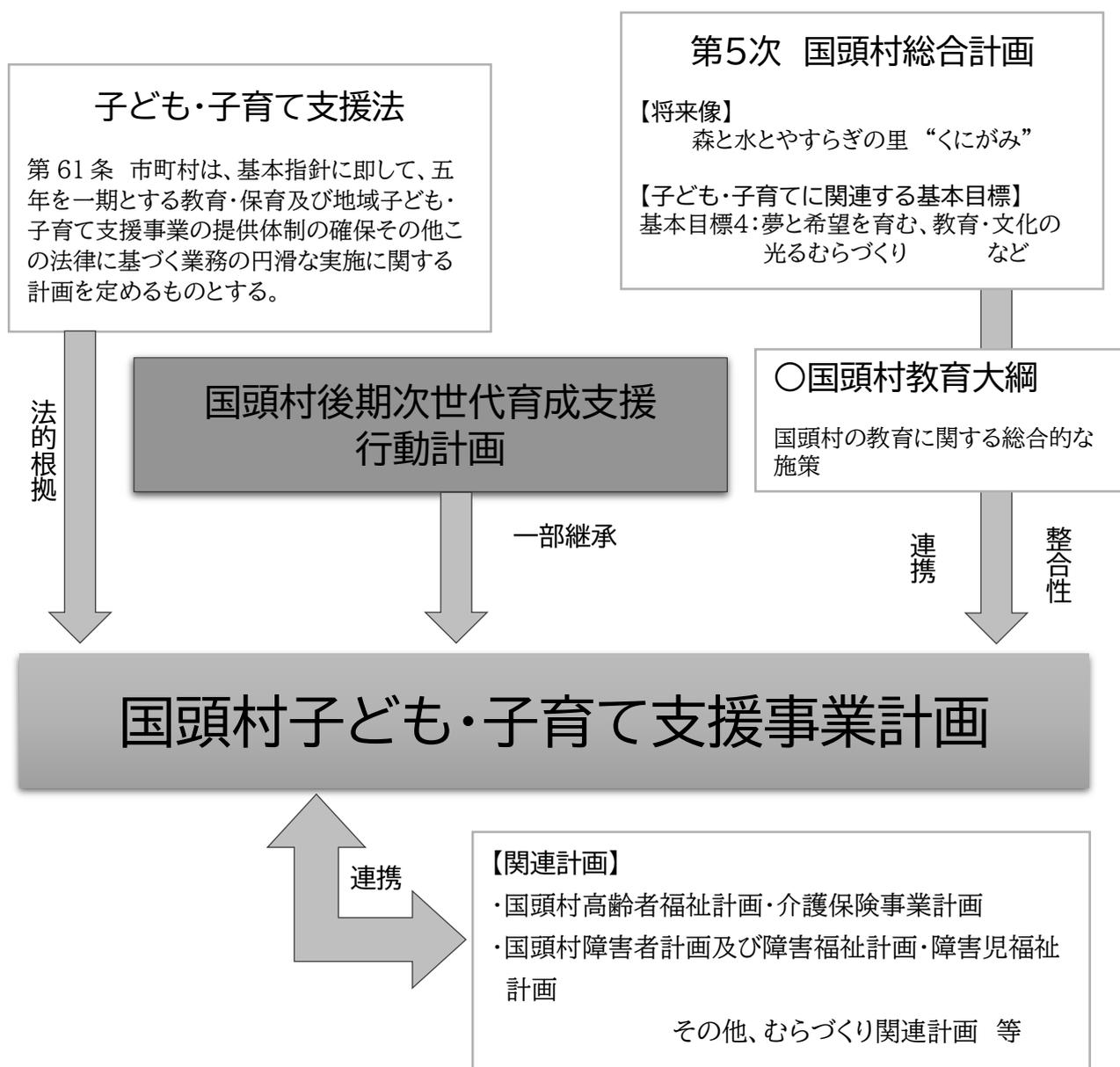
教育基本法、学校教育法等に基づき、幼児教育の方向性、幼児教育振興に向けた取組を盛り込んだ計画として策定

(2)他の計画との関係

本計画は、本村の最上位計画である「第5次国頭村総合計画」を上位計画とし、本村における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

また、「第5次国頭村総合計画」をはじめとする関連個別計画との連携や整合をとった計画として策定するものです。

図表 総合計画等との関連性



3 計画の期間

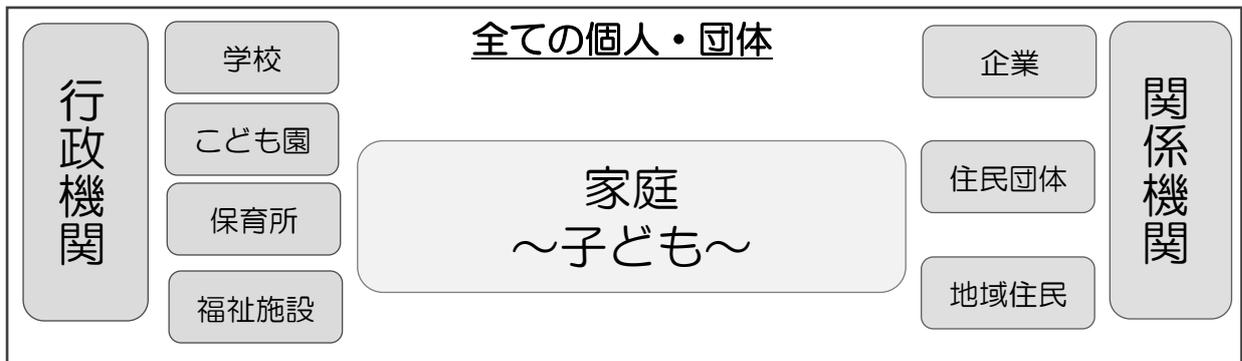
本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合があります(教育・保育施設の量の見込みと確保方策)。

令和2年度～令和6年度 (2020～2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第2期国頭村子ども・子育て 支援事業計画					
第3期国頭村子ども・子育て支援事業計画(今期計画)					

4 計画の対象

本計画の対象は、おおむね 18 歳未満の子どもとその家族を対象としていますが、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後、親となる若い世代も対象としています。



5 計画の策定体制と策定の経緯

[アンケート調査の実施]

本計画の策定に当たり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、未就学児童の保護者及び就学児童の保護者に対し、「子育て支援ニーズ調査」を令和6年12月～令和7年1月に実施しました。

[国頭村子ども・子育て会議の開催]

本計画の策定に当たっては、関係者及び村民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や村民の代表等により構成される「国頭村子ども・子育て会議」を開催し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

[パブリックコメントの実施]

本計画について、村民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施し、村民の意見反映を行いました。

第2章 国頭村の概況

1 人口データ等について

(1)人口統計

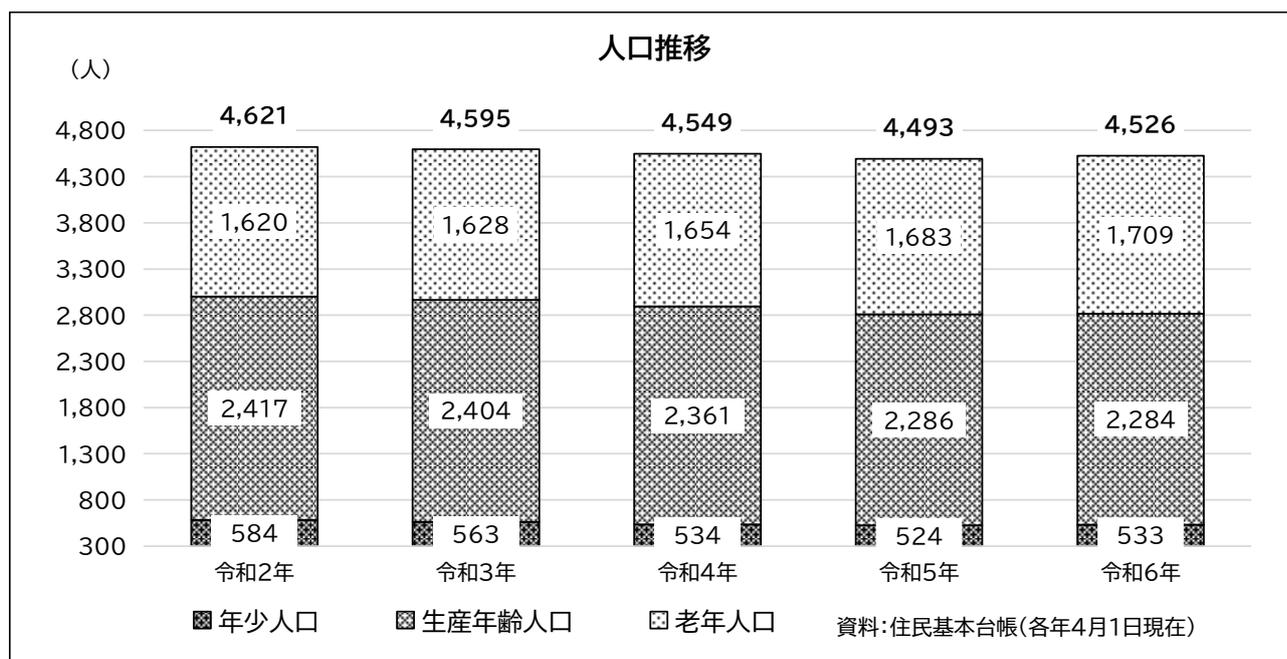
①人口推移

本村の総人口は、令和6年 4,526 人で、令和 2 年から 5 年までは減少傾向で推移していましたが、令和 5 年から 6 年にかけては微増となっていますが、この 5 年間で 95 人減少しています。

年齢区分別では、0歳から14歳までの年少人口は、令和2年の584人に対し、令和6年は533人と51人の減少となっています。また、15歳から64歳までの生産年齢人口についても、令和2年の2,417人に対し、令和6年は2,284人と133人減少しています。

一方、65歳以上の老年人口は一貫した増加傾向にあり、令和6年は1,709人と令和2年に比べ89人増加しています。

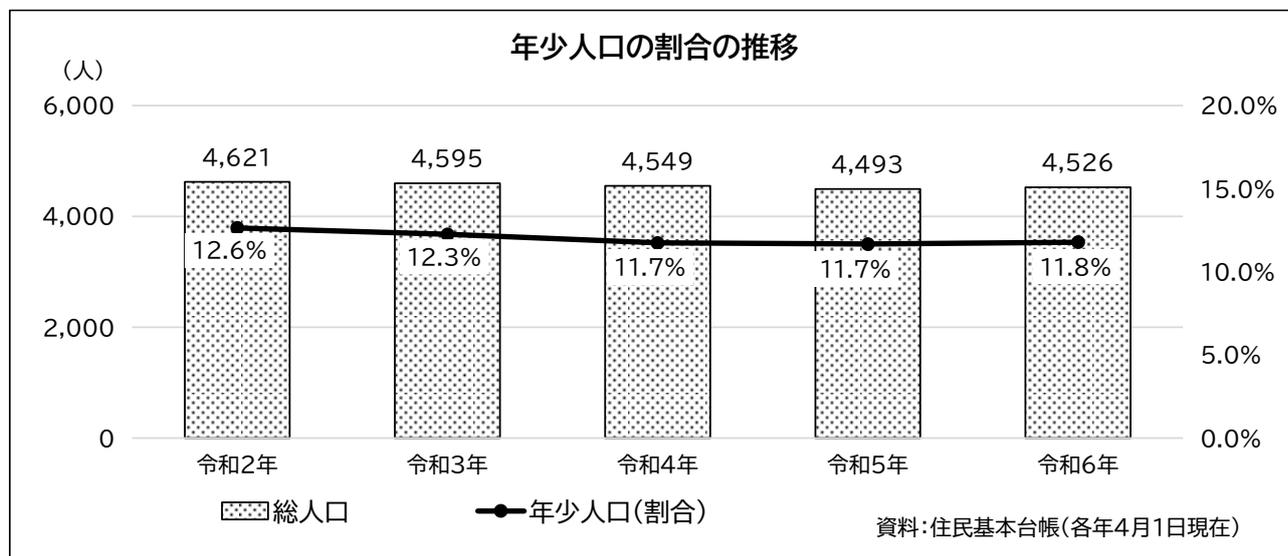
図表 国頭村の人口推移(令和2年～令和6年)



②年少人口割合の推移

総人口に占める年少人口の割合をみると、令和2年の12.6%から令和6年には11.8%と減少傾向で推移しており、令和4年からは12%台を切っています。

図表 年少人口割合の推移(令和2年～令和6年)

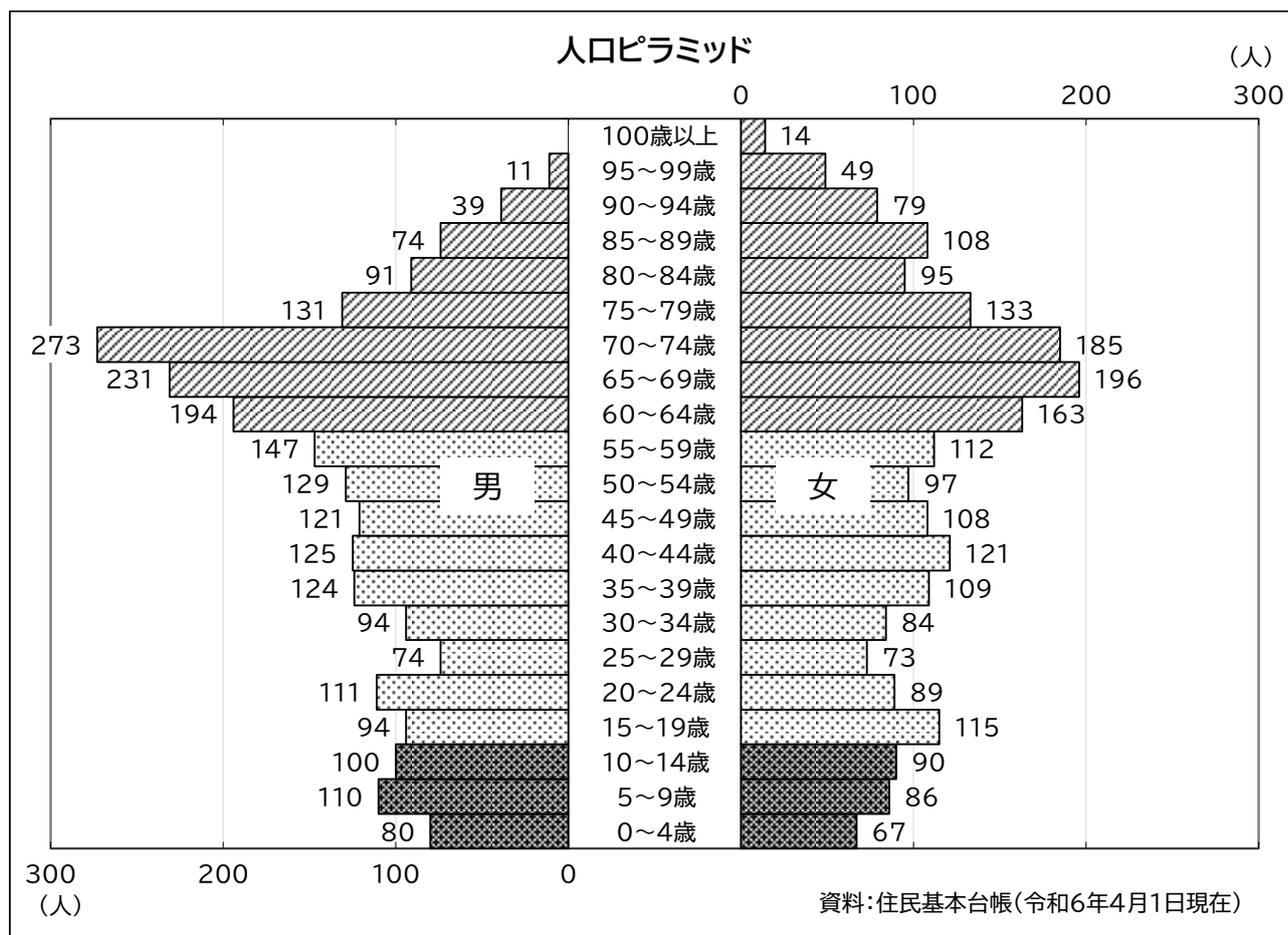


③人口ピラミッド

本村の令和6年4月1日時点の人口を5歳階級別の人口ピラミッドで示すと、少子高齢化を示す「つぼ型」の形となっています。

年少人口(0～14歳)で男女差は、若干男子の人口が多いものの、大きな差はみられません。

図表 国頭村の人口ピラミッド



④児童の人口推移

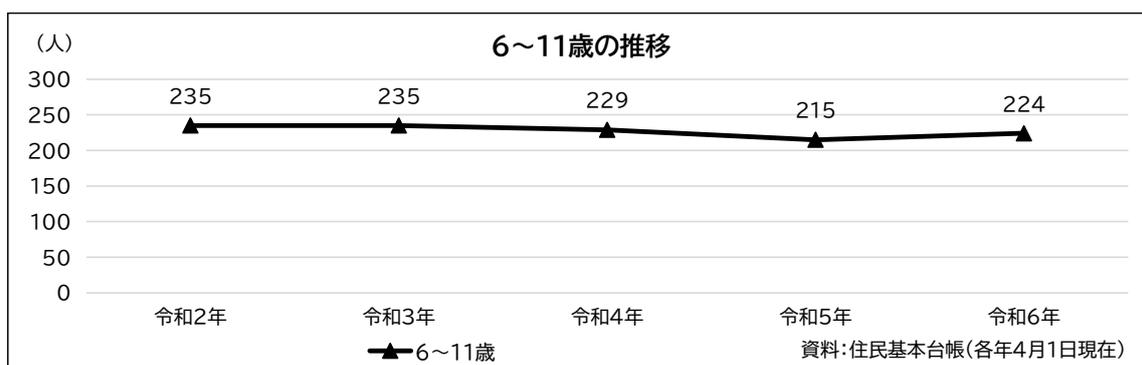
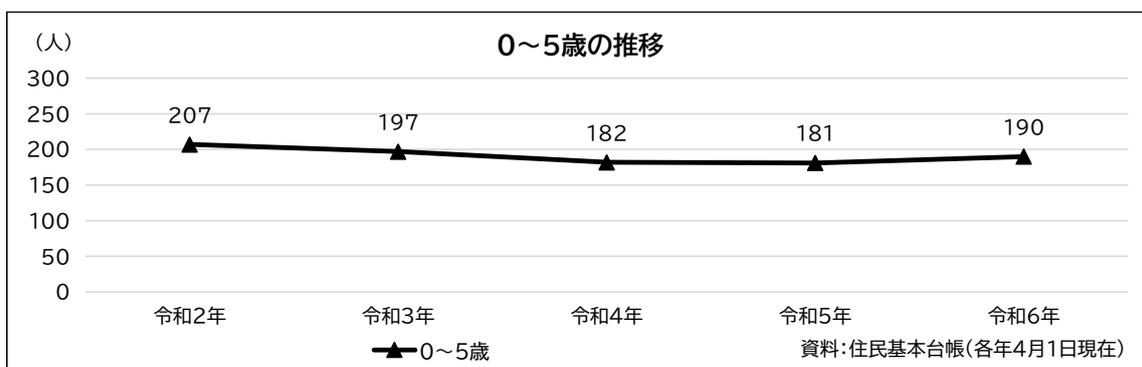
本村の就学前及び小学生児童人口の推移をみると、就学前児童(0歳児～5歳児)は、令和2年の207人から令和6年190人と17人減少し、小学生児童(6歳児～11歳児)は令和2年の235人から令和6年224人と11人減少しています。いずれも令和5～6年にかけては微増となっています。

図表 児童人口の推移(令和2年～令和6年)

【単位】人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	25	27	23	24	24
1歳児	39	26	33	26	29
2歳児	31	40	26	32	30
3歳児	31	31	40	28	33
4歳児	40	31	28	41	31
5歳児	41	42	32	30	43
就学前児童合計	207	197	182	181	190
6歳児	39	43	39	31	32
7歳児	38	40	42	39	33
8歳児	31	36	40	43	43
9歳児	44	31	32	39	45
10歳児	39	46	31	31	40
11歳児	44	39	45	32	31
小学生児童合計	235	235	229	215	224

資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

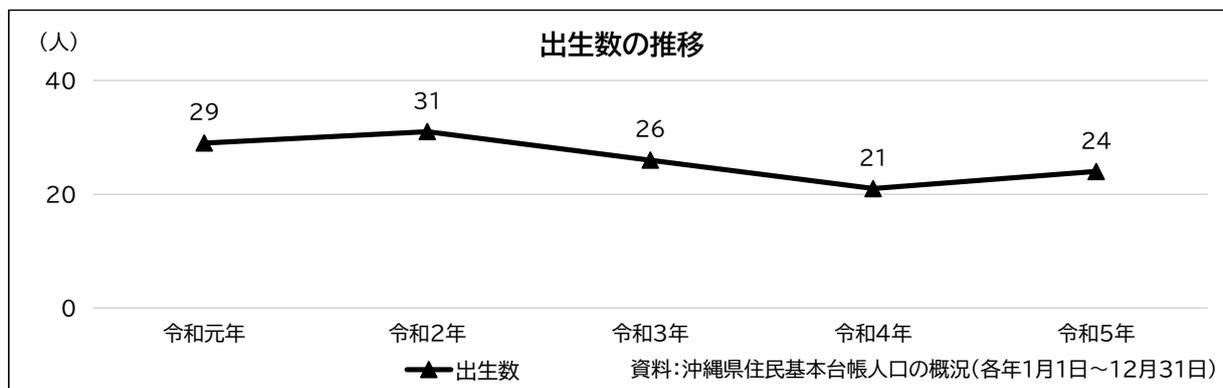


(2)人口の増減

①出生数の推移

本村の出生数は、令和元年の29人から増減はあるものの、概ね20人台で推移しています。また、令和3年、4年と微減していますが、令和4年から5年は一転して微増となっています。

図表 出生数の推移(令和2年～令和6年)



②合計特殊出生率

女性一人が生涯に産む子どもの推計人数を示す合計特殊出生率の推移をみると、本村の合計特殊出生率は、全国平均は上回っているものの、平成20～24年以降は、沖縄県の平均を下回っている状況となっています。

図表 合計特殊出生率の推移

	平成10年～平成14年	平成15年～平成19年	平成20年～平成24年	平成25年～平成29年	平成30年～令和4年
国頭村	1.94	1.77	1.79	1.81	1.76
沖縄県	1.83	1.74	1.86	1.93	1.80
全国	1.36	1.31	1.38	1.43	1.33

資料:「人口動態保健所・市区町村別統計」より

③自然動態と社会動態

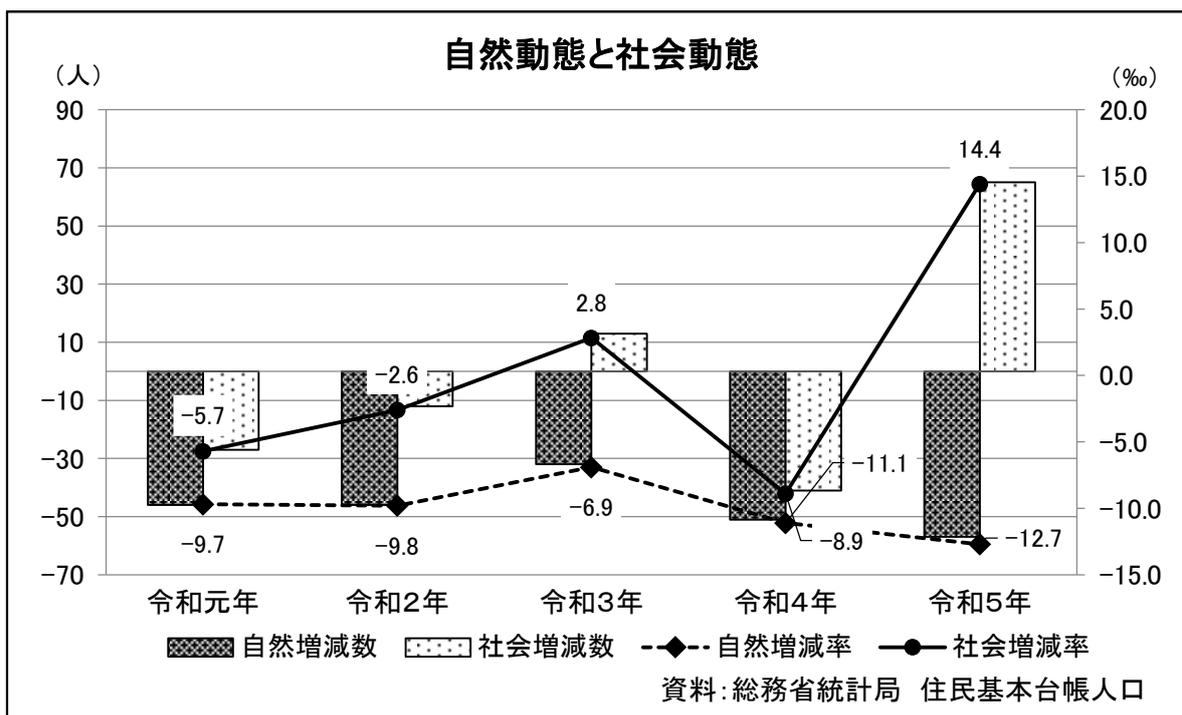
令和元年から令和5年までの本村の自然動態(出生数-死亡者数)をみると、この5年間は出生数よりも死亡者数が上回る自然減の傾向で推移しています。

一方、社会動態(転入者数-転出者数)をみると、令和3年と令和5年は転入者が転出者を上回る社会増となっています。特に令和5年は65人の社会増となっています。

図表 国頭村の自然動態と社会動態(令和元年～令和5年)(▲はマイナスを表しています)

【単位】人、%

	自然動態				社会動態			
	出生数	死亡数	増減数	割合	転入数	転出数	増減数	割合
令和元年	29	75	▲46	▲9.7	198	225	▲27	▲5.7
令和2年	29	75	▲46	▲9.8	217	229	▲12	▲2.6
令和3年	28	60	▲32	▲6.9	210	197	13	2.8
令和4年	22	73	▲51	▲11.1	190	231	▲41	▲8.9
令和5年	24	81	▲57	▲12.7	282	217	65	14.4



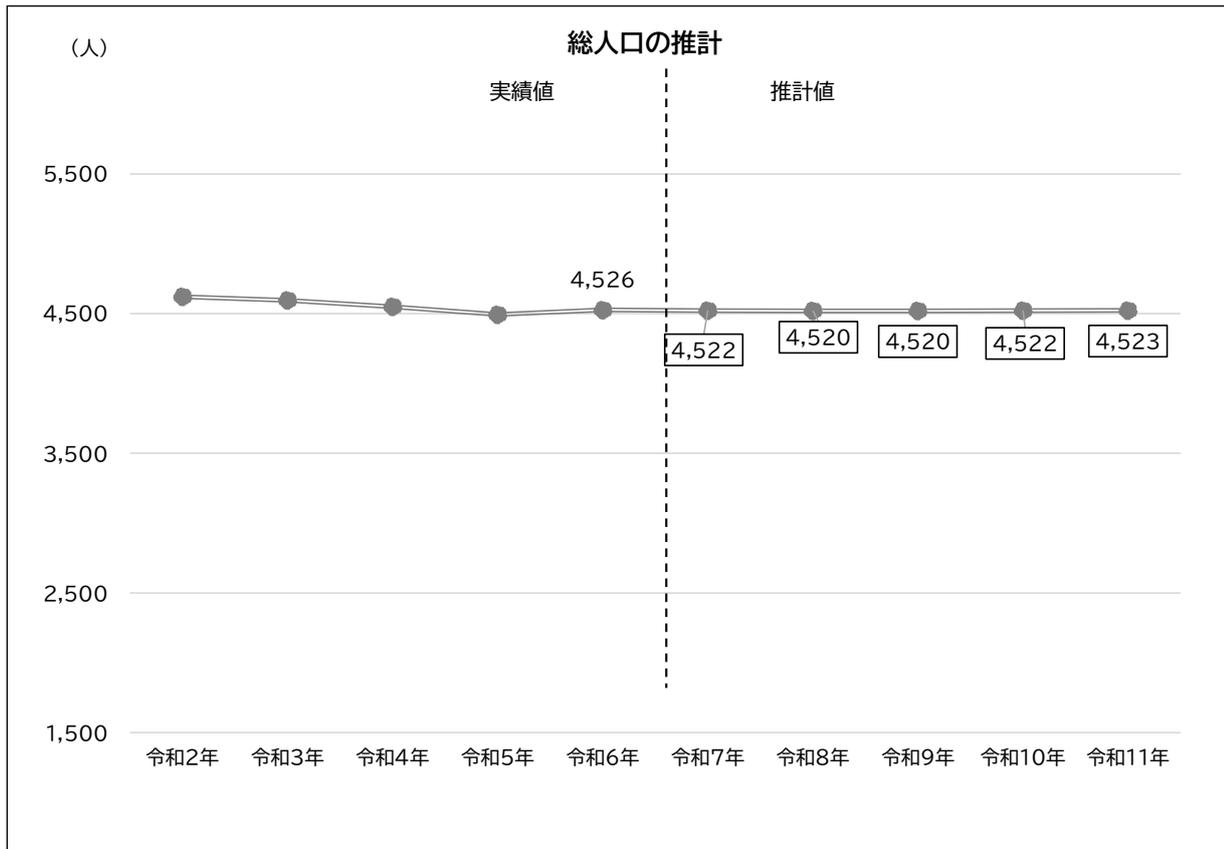
(3)人口推計

①人口推計値の推移

総人口の推計値は、令和6年の実績人口(4,526 人)に対して、ほぼ横ばいで推移する人口推計結果となっています(コーホート変化率法による人口推計)。

図表 人口推計の推移(令和6年～令和11年)

【単位】人



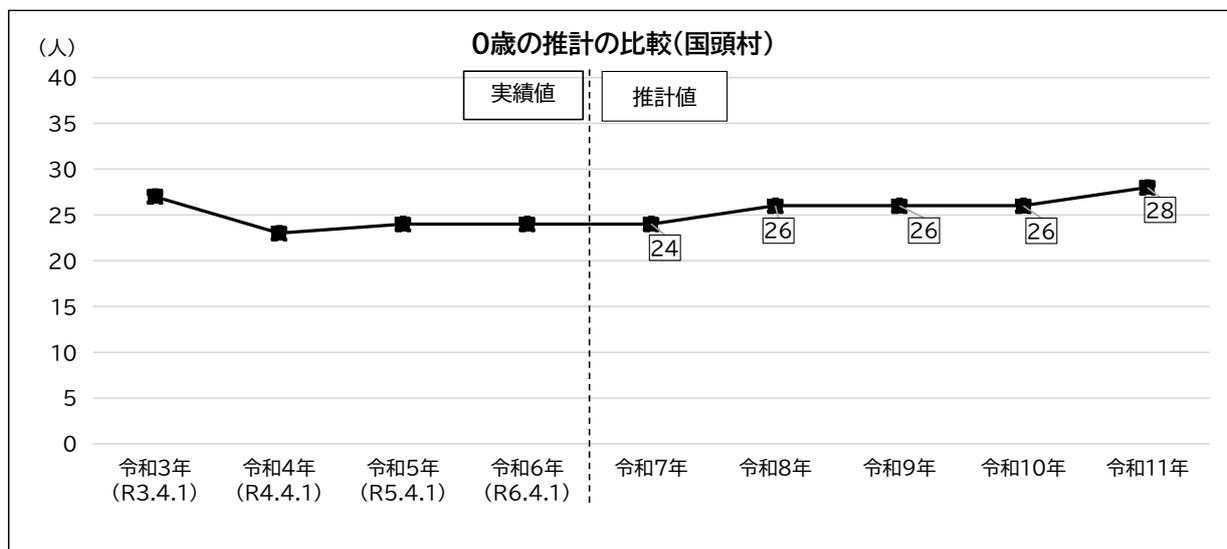
②児童の人口推計値の推移

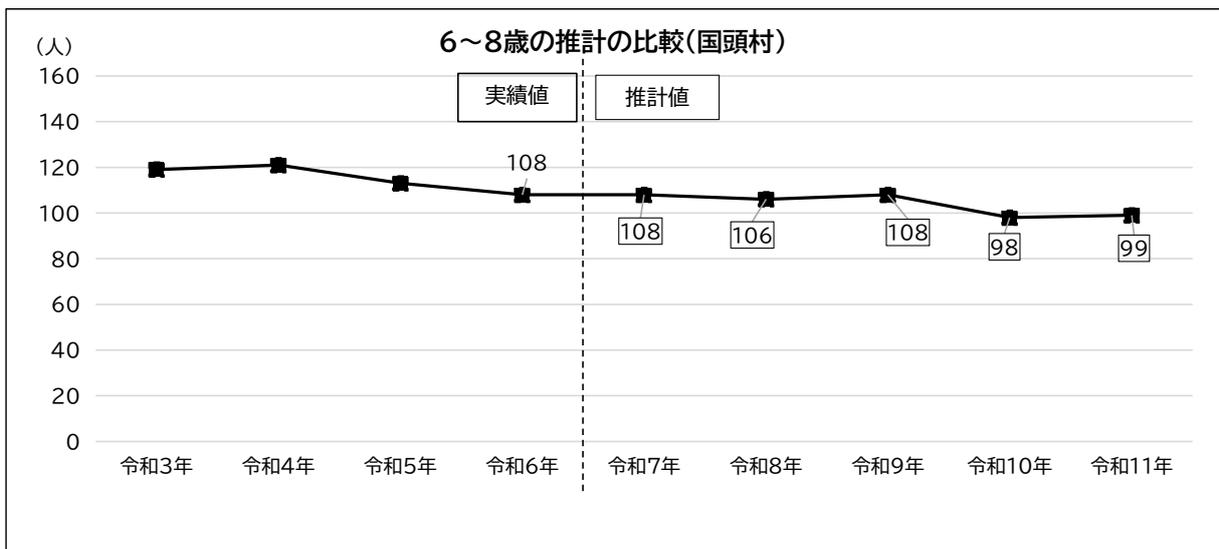
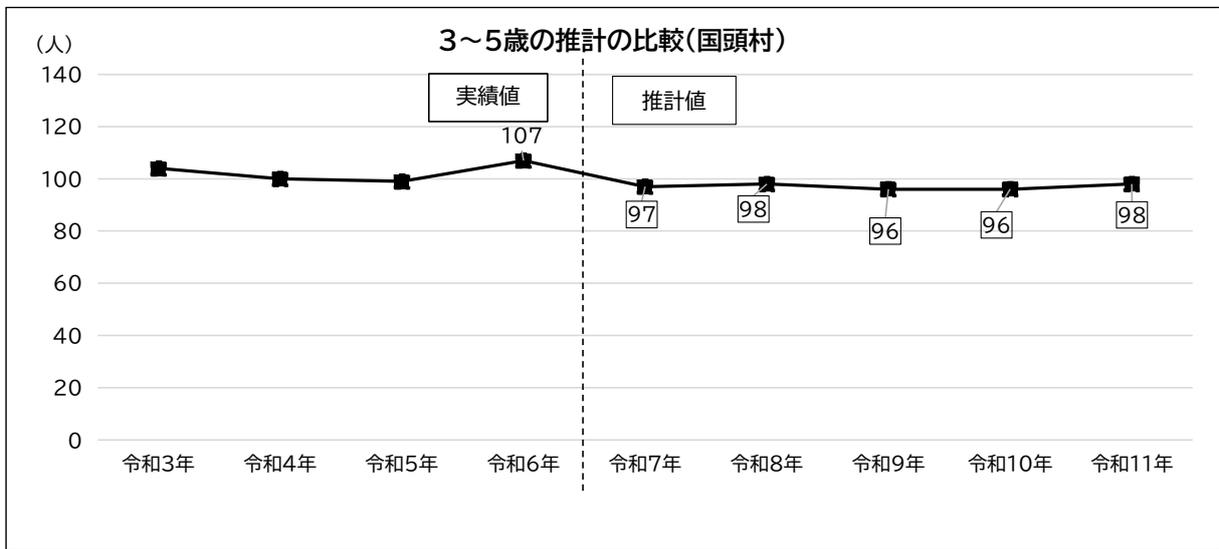
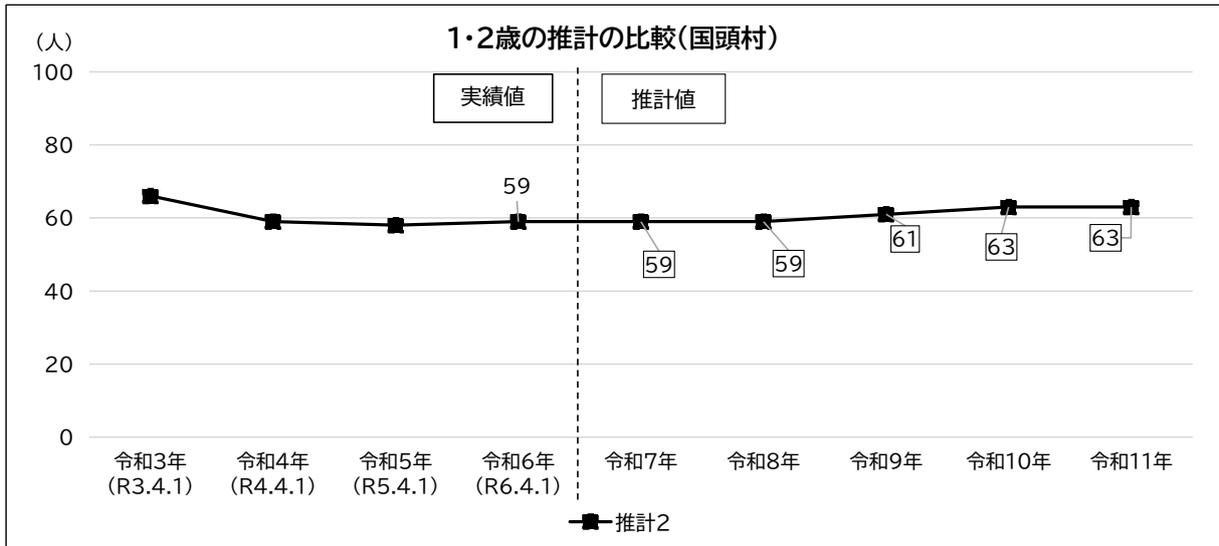
本計画の計画期間である令和7年から令和11年までの児童の推計人口は、就学前児童人口(0歳から5歳)は、令和7年から令和11年で10人以内の増減はあるものの、令和6年実績190人に対し、令和11年は189人となっています。

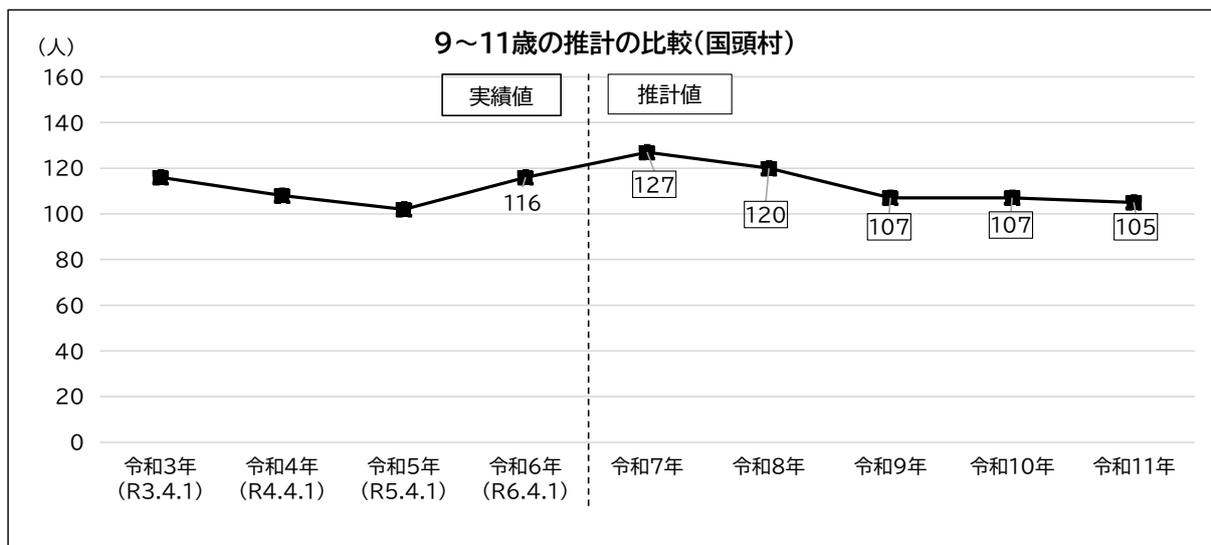
小学生児童人口は、(6歳から11歳)は、令和7年に増加するものの、それ以降は減少傾向で推移しており、令和6年実績224人に対し、令和11年には204人と20人の減少となっています。

図表 児童人口推計の推移(令和7年～令和11年)

	令和6年 (実績)	推計人口				
		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳児	24	24	26	26	26	28
1歳児	29	29	29	31	31	31
2歳児	30	30	30	30	32	32
3歳児	33	31	31	31	31	33
4歳児	31	34	32	32	32	32
5歳児	43	32	35	33	33	33
就学前児童合計	190	180	183	183	185	189
6歳児	32	42	31	34	32	32
7歳児	33	32	42	31	34	32
8歳児	43	34	33	43	32	35
9歳児	45	42	33	32	42	31
10歳児	40	45	42	33	32	42
11歳児	31	40	45	42	33	32
小学生児童合計	224	235	226	215	205	204





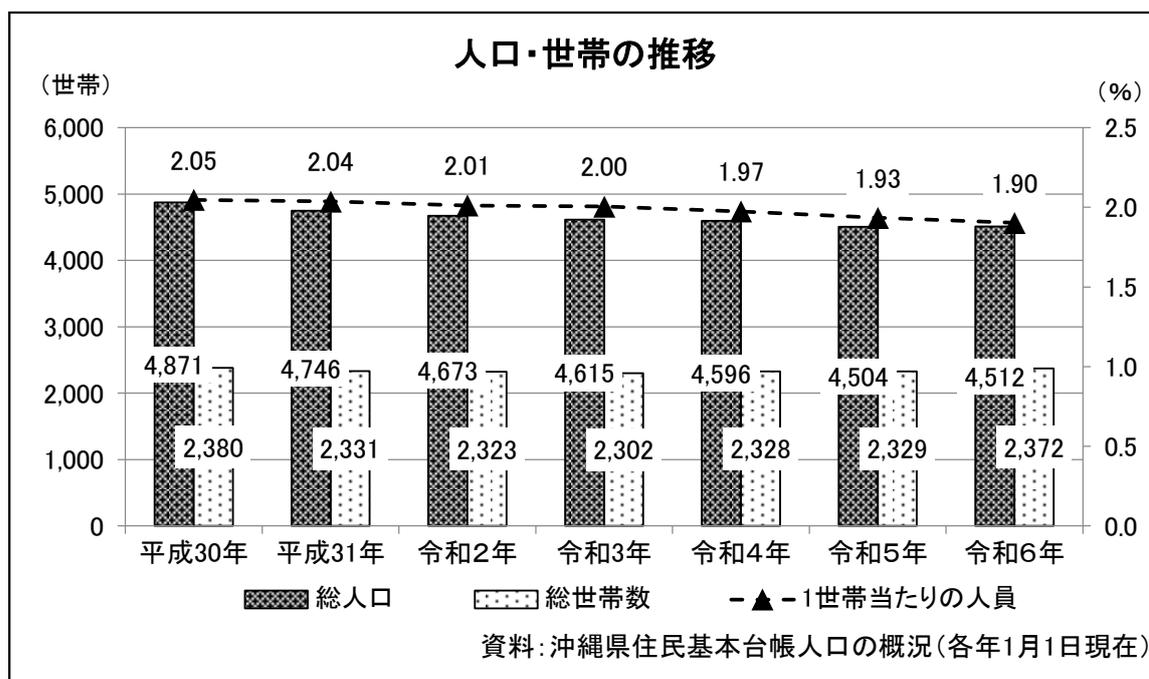


(4)世帯

本村の令和5年における世帯数は、2,372世帯となっており、平成30年より8世帯減少しています。

また、1世帯当たりの人員においては、平成30年の2.05人対し、令和5年は1.90人と減少傾向にあり、単身世帯の増加や核家族化など世帯の分化が進んでいることが伺えます。

図表 一般世帯数と1世帯当たりの人員の推移(平成30年～令和5年)

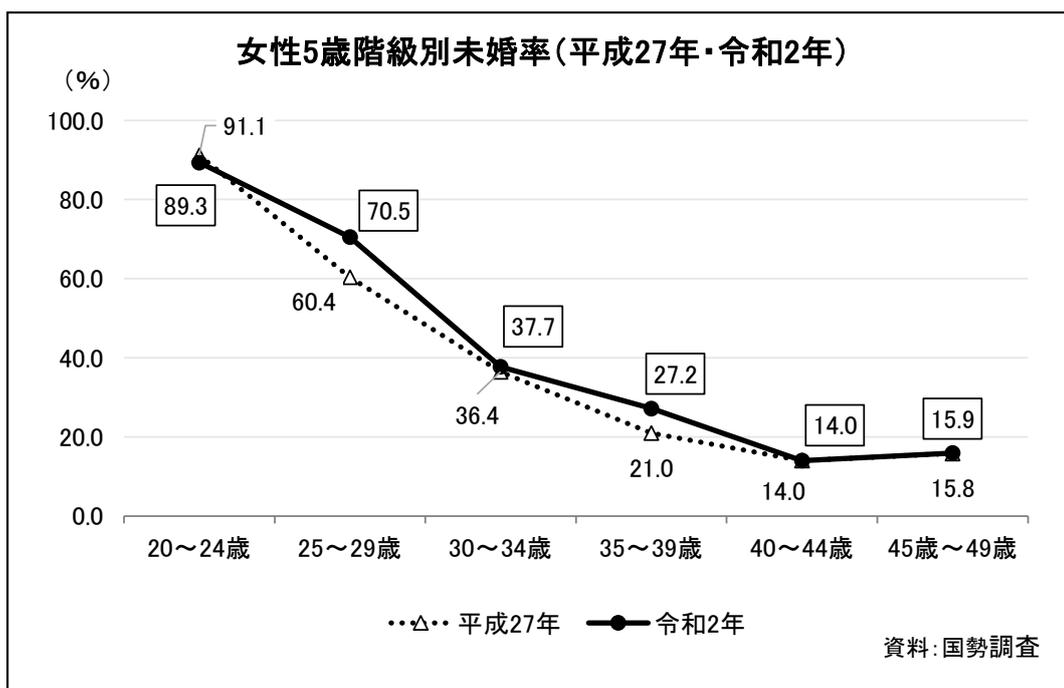
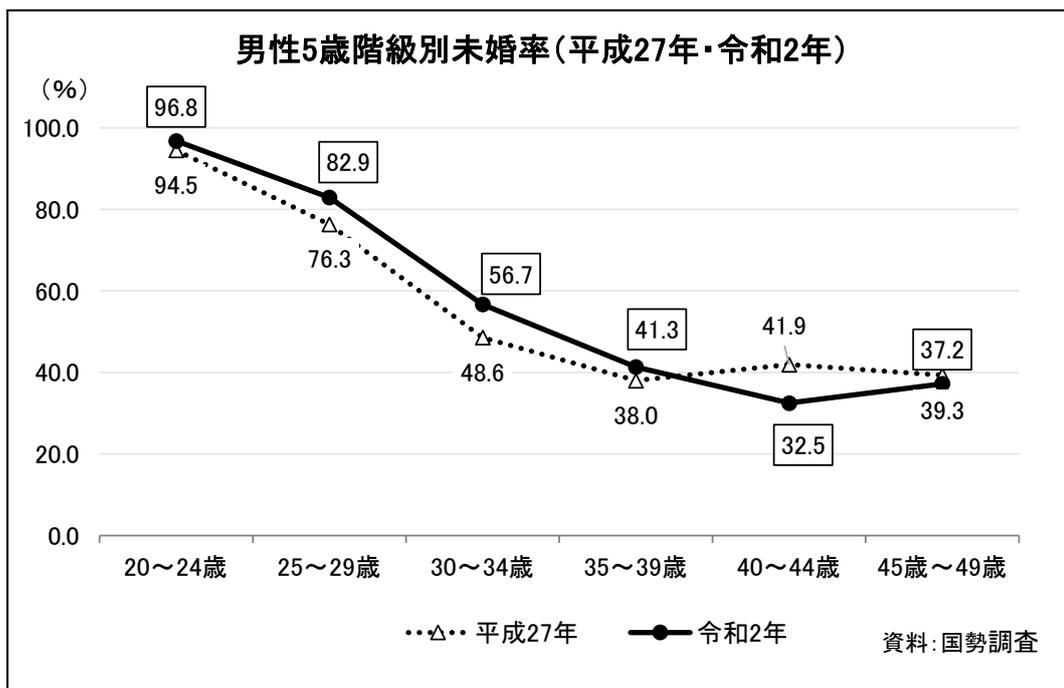


(5)未婚率

本村の男性の未婚率は、20代は未婚率が80%以上と割合が高く、30代から未婚率が低くなる傾向にあります。

一方、女性では男性と異なり、20代後半(25～29歳)から未婚率が低くなる傾向が見られます。男女ともに、平成27年と比べ令和2年の30代の未婚率が若干高くなっています。

図表 未婚率(平成27年-令和2年)



(6)労働関係

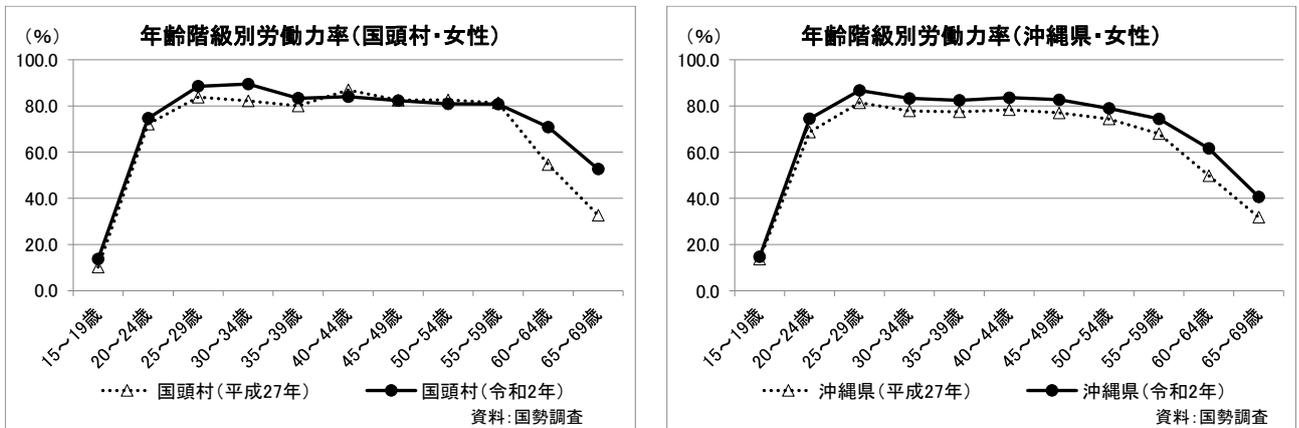
①年齢階級別労働力率

生産年齢の年齢階級別労働力率では、男女で異なった形状をしており、男性が逆 U 字型であるのに対し、女性は出産や育児に伴い離職するケースが多くM字型になるといわれています。

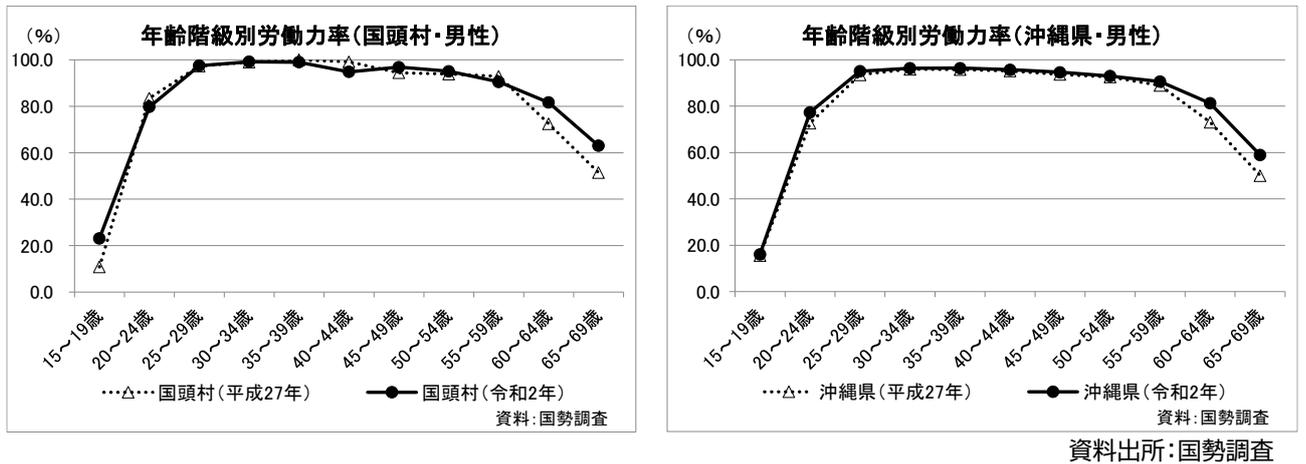
本村の平成 27 年時点と令和 2 年時点を見ると、女性の労働力率は 35 歳～39 歳の年代で労働力率が下がっており、それ以降はM字型からほぼ平坦な形になっており、沖縄県の令和 2 年の形と概ね似た傾向となっています。

本村の女性の 25 歳～59 歳の労働力率はどの年代も概ね 80%を超えており、保育を必要とする子どものニーズは継続するものと考えられます。

図表 平成27年と令和2年の年齢階級別労働力率(男性)



図表 平成27年と令和2年の年齢階級別労働力率(女性)



資料出所:国勢調査

②産業構造

令和2年の産業構造では、本村の男性は「農業、林業」が22.4%と最も高く、次いで以下、「建設業」が15.9%、「宿泊業、飲食サービス業」が12.9%となっています。また、男性の「農業、林業」、「建設業」、「宿泊業、飲食サービス業」は、沖縄県・全国よりも高くなっています。

一方、女性では、「宿泊業、飲食サービス業」が22.0%と最も高く、次いで「医療、福祉」が20.9%、「卸売業、小売業」が11.6%、「農業、林業」が11.3%となっています。また、女性の「宿泊業、飲食サービス業」及び「農業、林業」は、沖縄県・全国よりも高くなっています。

図表 産業構造(令和2年)

【単位】%

	男性			女性		
	国頭村	沖縄県	全国	国頭村	沖縄県	全国
農業、林業	22.4	4.9	3.5	11.3	2.1	2.8
漁業	3.4	0.7	0.3	0.2	0.1	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	-	0.1	0.1	-	0.0	0.0
建設業	15.9	14.3	10.9	2.5	2.8	2.8
製造業	2.6	5.2	19.7	2.4	4.0	10.9
電気・ガス・熱供給・水道業	0.5	0.8	0.7	-	0.2	0.2
情報通信業	0.9	3.0	4.4	0.7	1.9	2.2
運輸業、郵便業	3.3	6.6	7.7	1.0	1.9	2.7
卸売業、小売業	7.9	12.3	13.1	11.6	16.3	17.9
金融業、保険業	0.4	1.5	1.9	0.3	2.4	3.0
不動産業、物品賃貸業	0.5	2.7	2.3	0.1	1.9	2.0
学術研究、専門・技術サービス業	2.3	3.8	4.2	1.4	2.5	3.0
宿泊業、飲食サービス業	12.9	6.4	3.7	22.0	10.1	7.4
生活関連サービス業、娯楽業	3.0	3.1	2.5	5.0	4.6	4.6
教育、学習支援業	1.7	4.3	3.7	8.6	7.7	6.4
医療、福祉	5.1	8.1	5.9	20.9	24.5	22.1
複合サービス事業	1.5	1.0	0.8	1.8	0.7	0.7
サービス業(他に分類されないもの)	6.0	9.1	7.2	3.6	8.1	5.9
公務(他に分類されるものを除く)	9.5	8.0	4.5	6.3	4.1	2.4

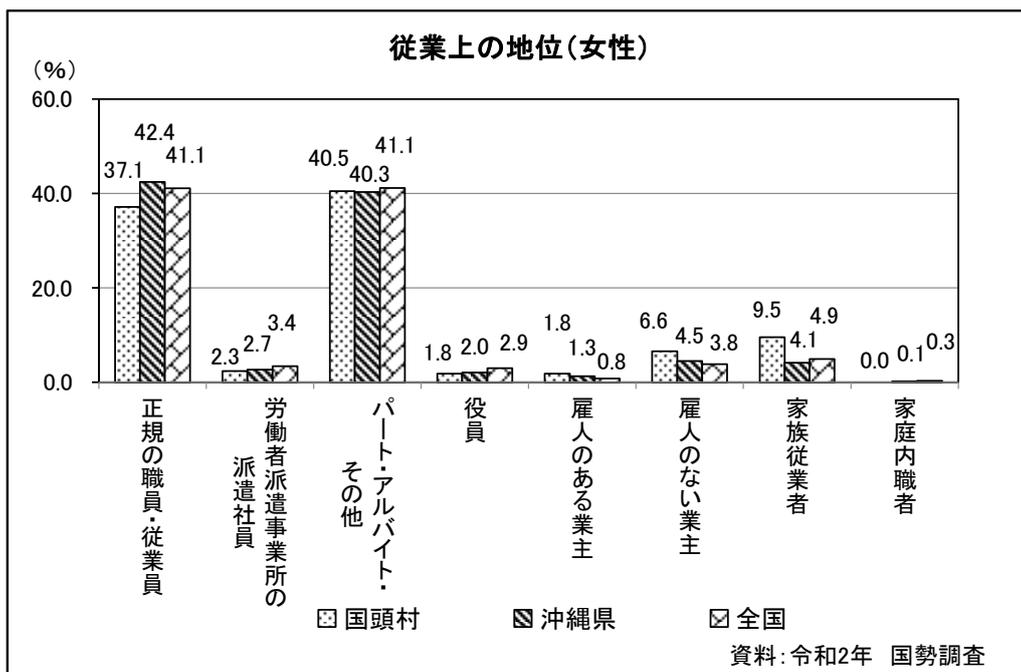
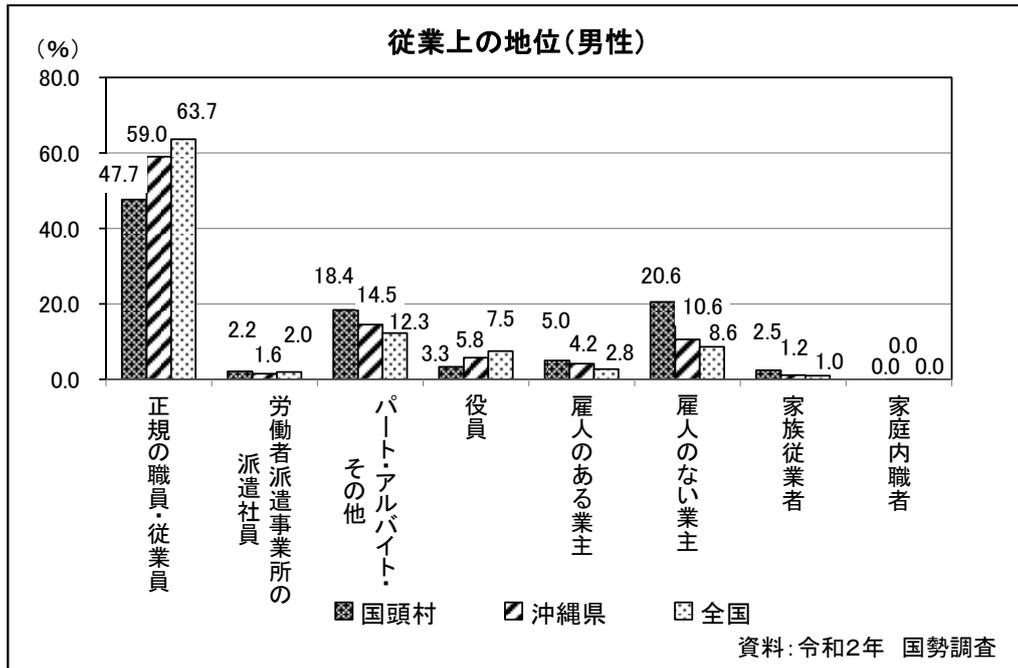
資料出所:国勢調査

④従業上の地位

令和2年の従業上の地位では、本村の男性は、「正規の職員・従業員」が47.7%と最も高く、次いで「雇人のいない業主」が20.6%となっています。沖縄県や全国と比べると、「正規の職員・従業員」は、全国の63.7%、沖縄県の59.0%よりも低くなっています。一方、「雇人のいない業主」は、全国の8.6%、沖縄県の10.6%と比べると高くなっています。

本村の女性は、「パート・アルバイト・その他」が40.5%で最も多く、次いで「正規の職員・従業員」の37.1%となっており、全国平均よりも若干低くなっています。

図表 従業上の地位(令和2年)



資料出所: 国勢調査

2 教育や保育環境の状況

(1) 保育所の状況

本村には、へき地保育所が1か所あり、令和6年4月1日現在の入所人数は、9人となっています。また、通常保育外サービスについては、くにがみこども園で実施しています。

図表 公立保育所の状況(令和6年4月1日現在)

【単位】人、か所

保育所名	定員	受入れ	通常保育外サービス			
			延長保育	一時保育	障がい児保育	支援センター
楚洲へき地保育所	30	9	×	×	○	×
合計	30	9	—	—	1	—

資料出所:国頭村教育委員会

(2) こども園の状況

本村では、幼保連携型認定こども園が1か所あり、通常保育外サービスを実施しています。定員195人に対して令和6年4月1日時点の受入れ状況は156人となっています。

図表 公立幼保連携型認定こども園の状況(令和6年4月1日現在)

【単位】人、か所

施設名	定員	受入れ	通常保育外サービス			
			延長保育	一時保育	障がい児保育	支援センター
国頭村立くにがみこども園	195	156	○	○(幼稚園型)	○	○
合計	195	156	1	1	1	1

資料出所:国頭村教育委員会

(3)小中学校の状況

①小学校

本村には、5 か所の公立小学校があり、令和 6 年5月1日現在の児童数は、224 人となっています。

図表 公立小学校の状況(令和元年～令和6年)

【単位】人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
奥小学校	9	8	12	12	6	6
安田小学校	9	9	6	5	7	8
安波小学校	8	4	4	3	6	8
辺土名小学校	124	125	124	128	118	122
奥間小学校	90	92	86	80	83	80
合計	240	238	232	228	220	224

資料出所:国頭村教育委員会(各年5月1日現在)

②中学校

本村の公立中学校は、国頭中学校の1か所となっています。令和 6 年5月1日現在の生徒数は、118 人となっています。

図表 公立中学校の状況(令和元年～令和6年)

【単位】人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
国頭中学校	143	141	132	124	129	118

資料出所:国頭村教育委員会(各年5月1日現在)

(4)母子保健事業

①乳幼児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

「こんにちは赤ちゃん事業」を行っており、その年度に生まれたすべてのお子さんがある世帯へ訪問を実施しており、実施件数は20件台で推移しています。

図表 こんにちは赤ちゃん事業の推移(令和元年度～令和5年度)

こんにちは赤ちゃん事業

単位:件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国頭村	27	27	27	24	23

資料:福祉課

②離乳食教室

本村では毎年離乳食教室を行っており、コロナ禍により開催回数が一時減ったものの、年3回の開催を実施しています。

図表 離乳食教室実施状況(令和元年度～令和5年度)

離乳食教室

単位:回

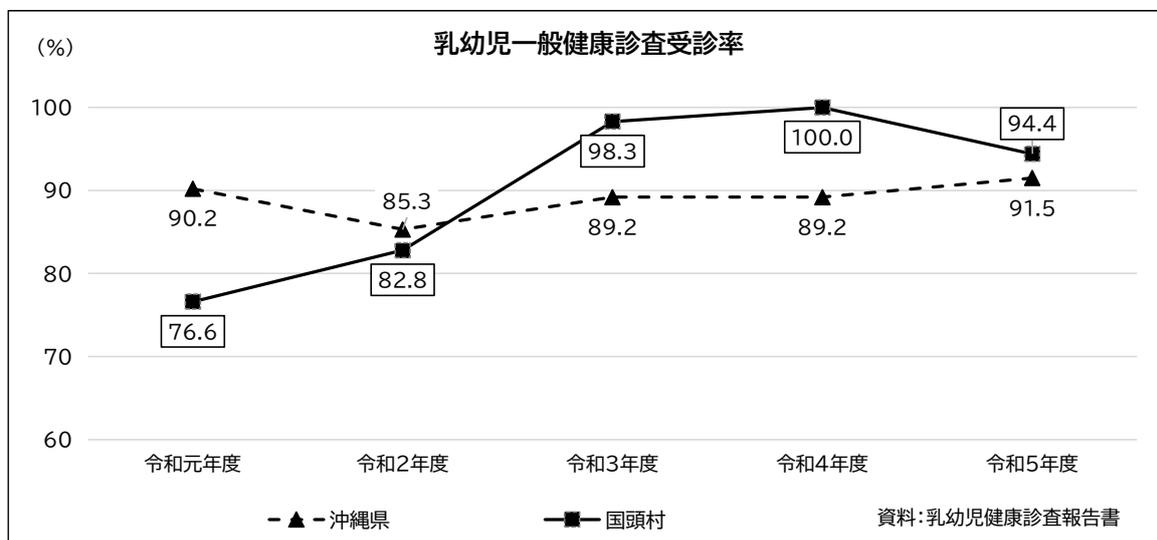
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国頭村	2	2	1	2	3

資料:福祉課

③乳児一般健康診査

本村の乳児一般健康診査の受診率推移は、令和元年度、2年度と県の平均を下回ることもありましたが、令和3年度からは県平均を上回っています。

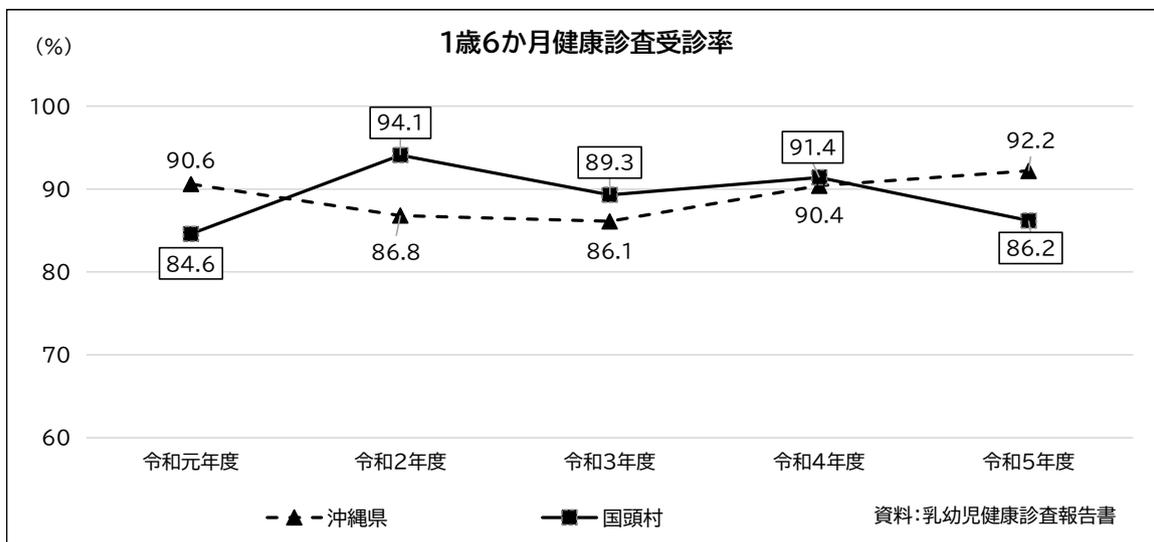
図表 乳幼児一般健康診査受診率の推移(令和元年度～令和5年度)



④ 1歳6か月健康診査

本村の1歳6か月健康診査の受診率は、80%以上で推移しており、令和2年度、4年度は90%以上となりますが、令和5年度には80%台となっています。

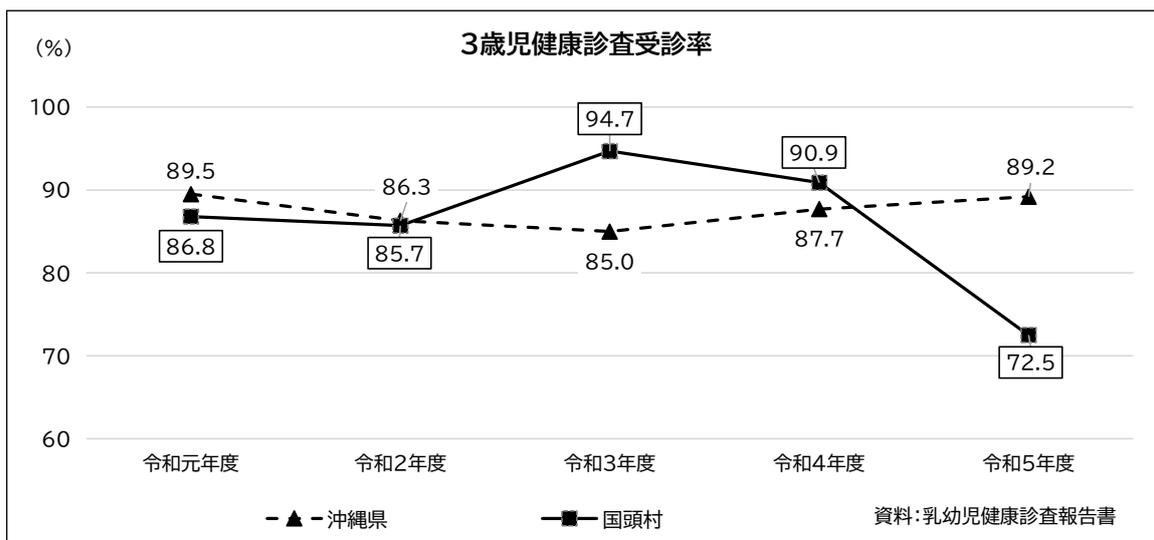
図表 1歳6か月健康診査の推移(令和元年度～令和5年度)



⑤ 3歳児健康診査

本村の3歳児健康診査の受診率は、80～90%台で推移していますが、令和5年度は 70%台に落ち込んでいます。

図表 3歳児健康診査受診率の推移(令和元年度～令和5年度)



⑥幼児歯科健診

本村では毎年幼児歯科健診を行っており、令和2年度より各年2回ずつ実施しています。

図表 幼児歯科検診の実施状況(令和元年度～令和5年度)

幼児歯科健診

単位:回

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国頭村	3	2	2	2	2

資料:乳幼児健康診査報告書

4 「第2期国頭村子ども・子育て支援事業計画」の取組状況

(1) 幼児期の学校教育・保育

「第2期国頭村子ども・子育て支援事業計画」における幼児期の学校教育・保育の数値見込と実施状況は次のとおりです。

図表 幼児期の学校教育・保育(3歳以上の子ども)の計画見込みと利用実績

【単位】人

			令和6年度	
			第2期計画見込み	利用実績 (令和6年4月1日)
1号認定	教育・保育施設	教育	14	4
2号認定	教育・保育施設	保育	127	98
		教育	0	0

図表 幼児期の学校教育・保育(3歳未満の子ども)の計画見込みと利用実績

【単位】人

			令和6年度	
			第2期計画見込み	利用実績 (令和6年4月1日)
3号認定	教育・保育施設	0歳	18	10
		1・2歳	60	59
	地域型施設	0歳	0	1
		1・2歳	10	2

(2)地域子ども・子育て支援事業

「第2期国頭村子ども・子育て支援事業計画」における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する確保実績は次のとおりです。

図表 地域子ども・子育て支援事業の計画見込と実績

		令和6年(4月1日時点)	
		第2期計画見込み	確保実績 (令和6年)
延長保育事業		49人	84人
妊婦健康診査		560人回	143人回
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)		40人	17人
養育支援訪問事業		5人	0人
一時預かり事業(幼稚園における預かり保育事業)		155人日	30人日
一時預かり事業 (その他)	保育所	500人日	0人日
	ファミリー・サポート・センター	2,328人日	0人日
ファミリー・サポート・センター事業		158人日	97人日
病児・病後児保育事業		283人日	0人日
地域子育て支援拠点事業	施設数	1箇所	1箇所
放課後児童クラブ(学童保育)		64人	95人

(3) 施策の進捗状況

基本目標別の進捗・評価は、基本目標1～4 において、全 67 の取り組み(事業)が位置付けられており、そのうち、A 評価(概ね進捗している)が全体の 64.2%、B 評価(一部課題はあるが進捗している)は 23.9%、C 評価(未実施)は 11.9%となっています。

基本目標別の基本施策ごとの評価一覧は、以下のとおりです。

【評価基準】

A:概ね進捗している

B:課題はあるが、進捗している

C:未実施、評価不能

基本目標及び基本施策	A	B	C	合計
	43 64.2%	16 23.9%	8 11.9%	67 100.0%
基本目標1 教育・保育、子育て施策の充実	8 53.3%	5 33.3%	2 13.3%	15 100.0%
①実施予定の幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	1 100.0%
②認定こども園への移行と普及に係る考え方	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
③保育教諭・保育士の人材確保と育成向上の取組	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
④保育から教育まで一貫した支援の提供	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
⑤保育・教育における環境等の整備	5 55.6%	4 44.4%	0 0.0%	9 100.0%
⑥子育て支援のネットワークづくり	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	2 100.0%
基本目標2 母子並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	9 90.0%	1 10.0%	0 0.0%	10 100.0%
①子どもや母親の健康の確保	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
②『食育』の推進	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	2 100.0%
③小児医療の充実	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
基本目標3 子育てしやすい地域づくり	16 69.6%	1 4.3%	6 26.1%	23 100.0%
①地域子ども・子育て支援事業の充実	9 64.3%	0 0.0%	5 35.7%	14 100.0%
②新・放課後子ども総合プランに係る事項	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
③子どもを産み育てやすい地域環境の創造	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%
④安心して外出できる環境の整備	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	1 100.0%
⑤安全で安心な地域づくりの推進	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
⑥子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
基本目標4 支援を必要とする世帯への対応などへのきめ細やかな取り組みの推進	10 52.6%	9 47.4%	0 0.0%	19 100.0%
①児童虐待防止対策の推進	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%
②ひとり親家庭等の自立支援の推進	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
③障がい児施策の充実	0 0.0%	4 100.0%	0 0.0%	4 100.0%
④子どもの貧困対策の推進	8 72.7%	3 27.3%	0 0.0%	11 100.0%

5 ニーズ調査の分析

(1)調査概要

①調査目的

「国頭村子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、村民の皆様の子育て環境や教育、保育の利用状況並びに今後の利用希望などを把握し、子ども・子育て支援施策の検討に活用することを目的とします。

②実施期間

令和6年12月～令和7年1月中旬

③調査対象

- ①就学前児童家庭：就学前の全ての児童
- ②小学生児童家庭：村内小学校の全ての児童

④調査方法

①就学前児童家庭：就学前の全ての児童

全ての対象児童のうち、教育・保育施設を利用している児童については施設を通じて配布回収を行い、在宅等の児童(17件)については郵送による配布回収を行いました。

②小学生児童家庭：村内小学校の全ての児童

村内の小学校を通じて配布回収を行いました。

※調査票に二次元コードを印刷し、パソコンやスマートフォンでも回答ができるように調査を実施しました。

⑤回収率

回収率は、就学前児童家庭が60.8%、小学生児童家庭が77.2%となっています。

	配布数	有効回収数	回収率
就学前児童家庭	143	71	49.7%
小学生児童家庭	162	90	55.6%

※図表中の「N」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています

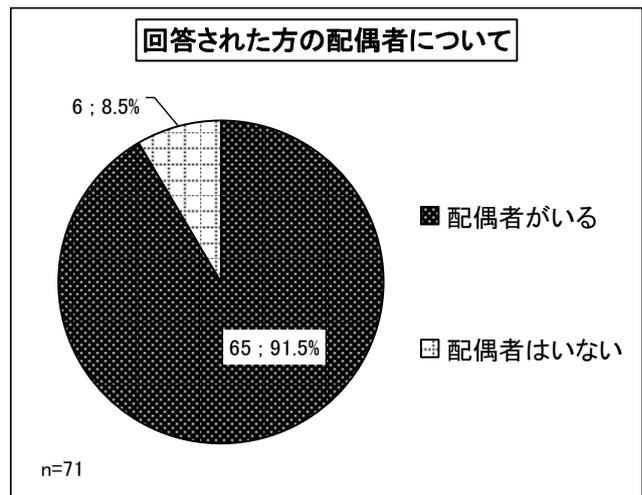
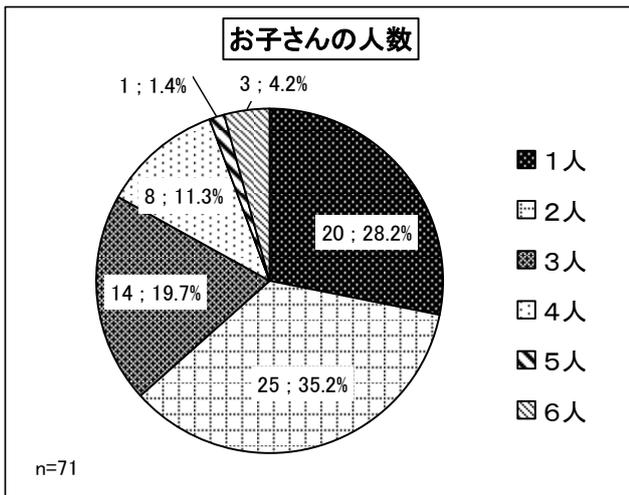
(2)集計結果の概要

【就学前児童家庭】

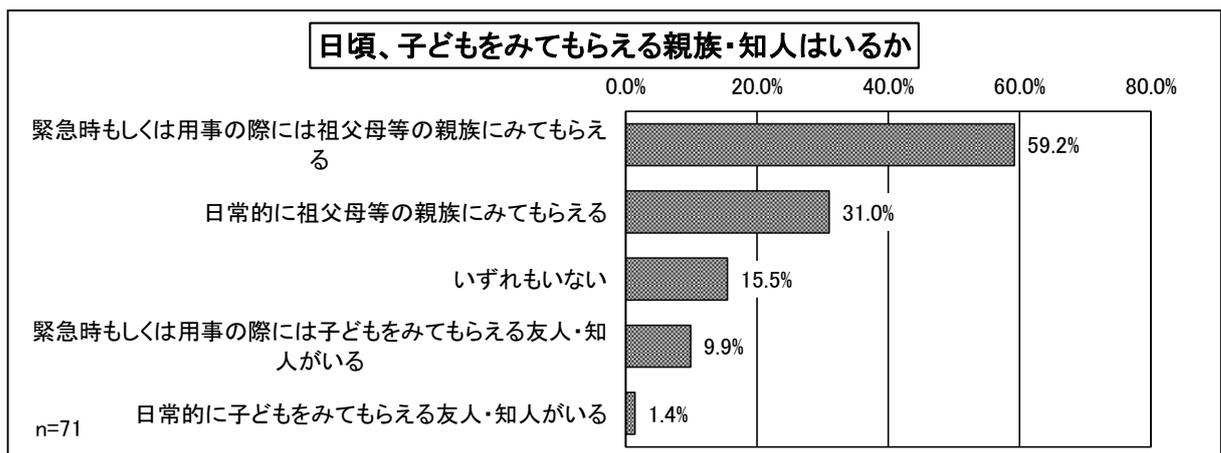
①お子さんの人数と保護者の状況

就学前児童家庭におけるお子さんの人数は、「2人」が 35.2%で最も多く、次いで「1人」28.2%、「3人」の 19.7%の順となっており、4人以上お子さんがいる家庭も 2割います。

保護者の方の配偶者の有無については、9割は「配偶者がいる」との回答ですが、「配偶者はいない」という、ひとり親家庭であるとの回答の1割います。



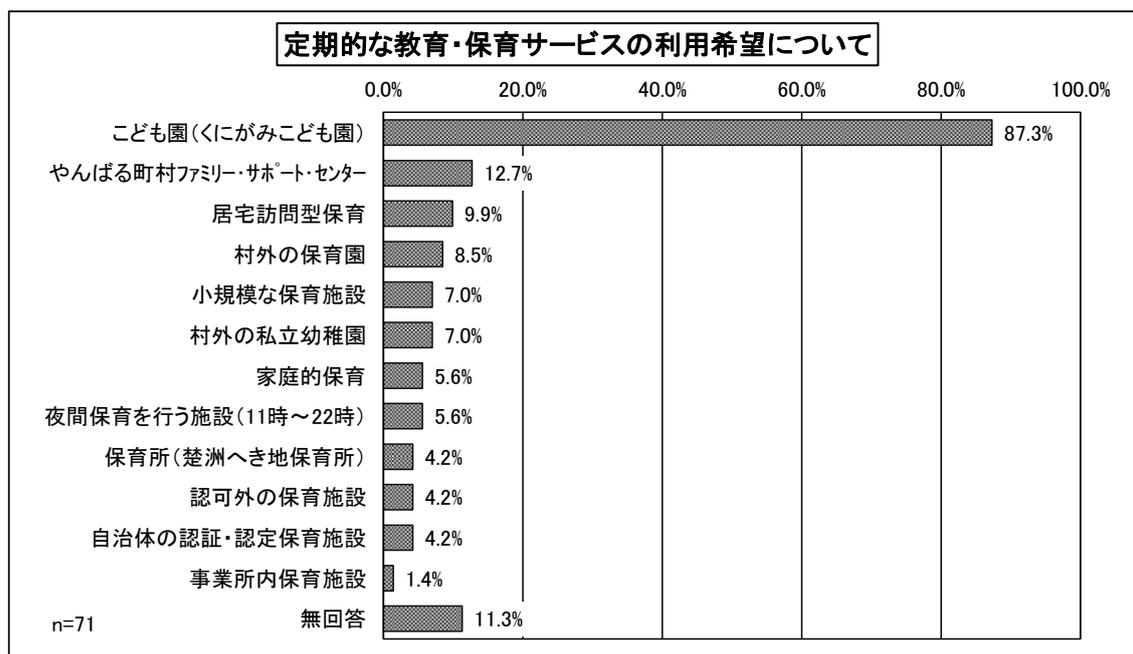
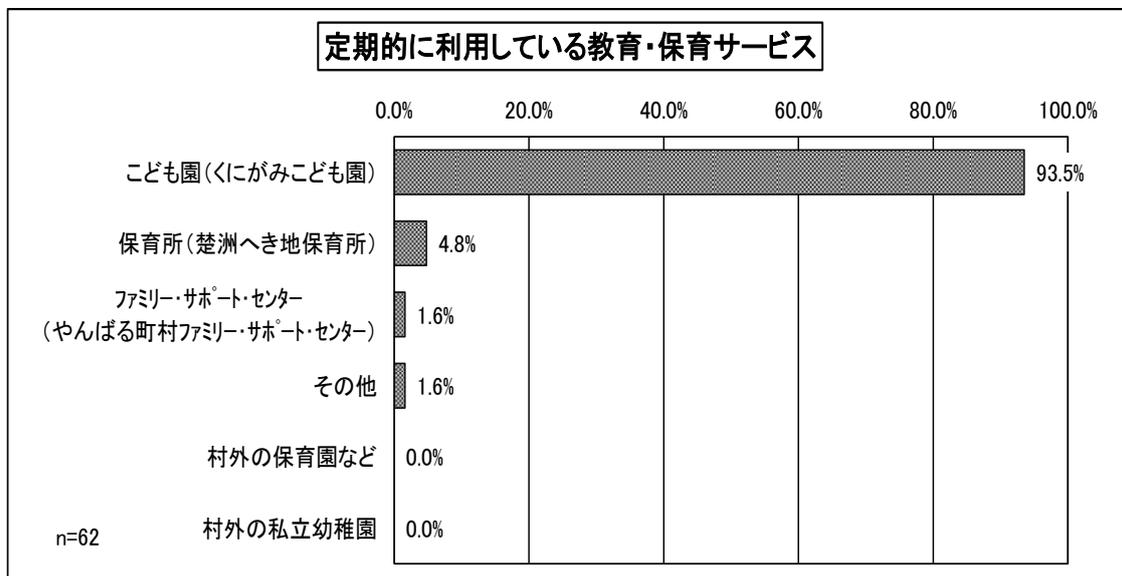
日頃、子どもを見てもらえる親族・知人はいるかについては、緊急時の場合や日常的にみてもらえるとの回答が多いものの、「いずれもない」との回答も 15.5%となっています。



②平日の教育・保育サービスの利用状況及びその他教育・保育サービスの利用希望について

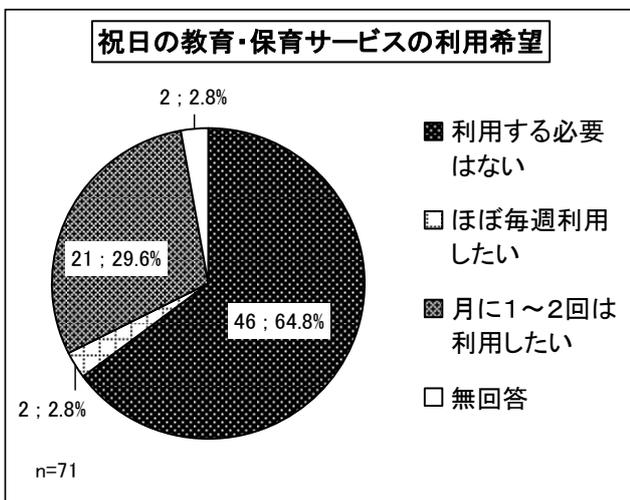
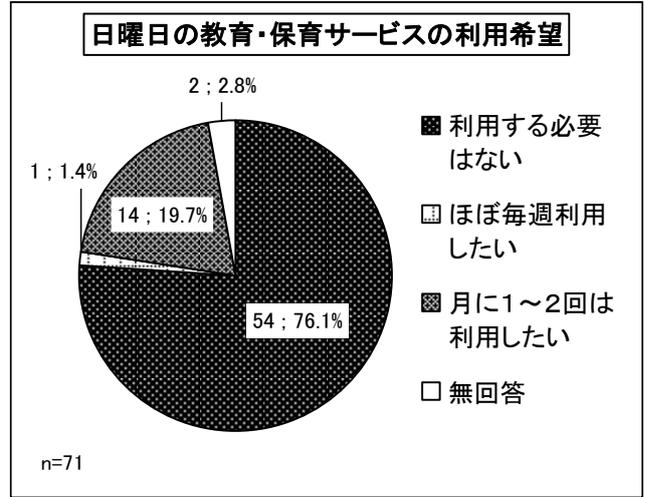
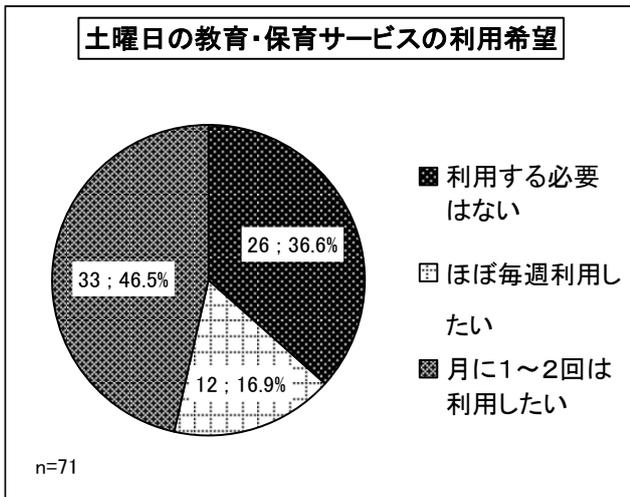
平日の教育・保育サービスの利用状況は、「こども園」が93.5%となっています。

今後の利用希望については、現在の利用状況と同様に「こども園」が87.3%と最も多くなっていますが、「ファミリー・サポート・センター」の利用意向が現在の利用状況よりも増加しています。



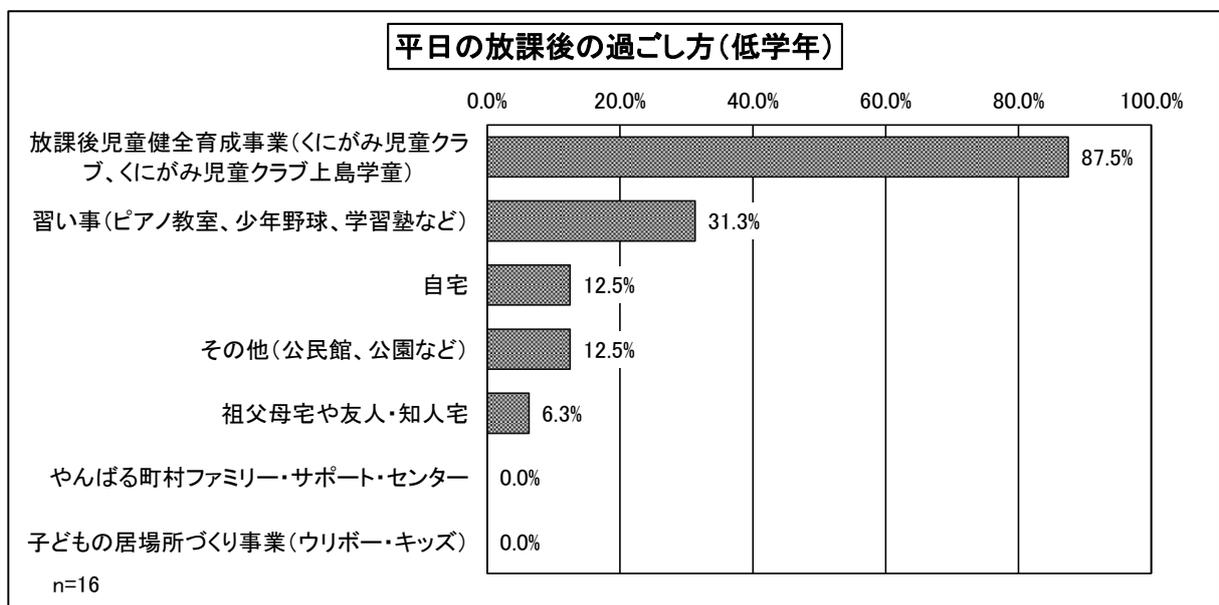
③土曜日・日曜日・祝日の教育・保育サービスの利用希望

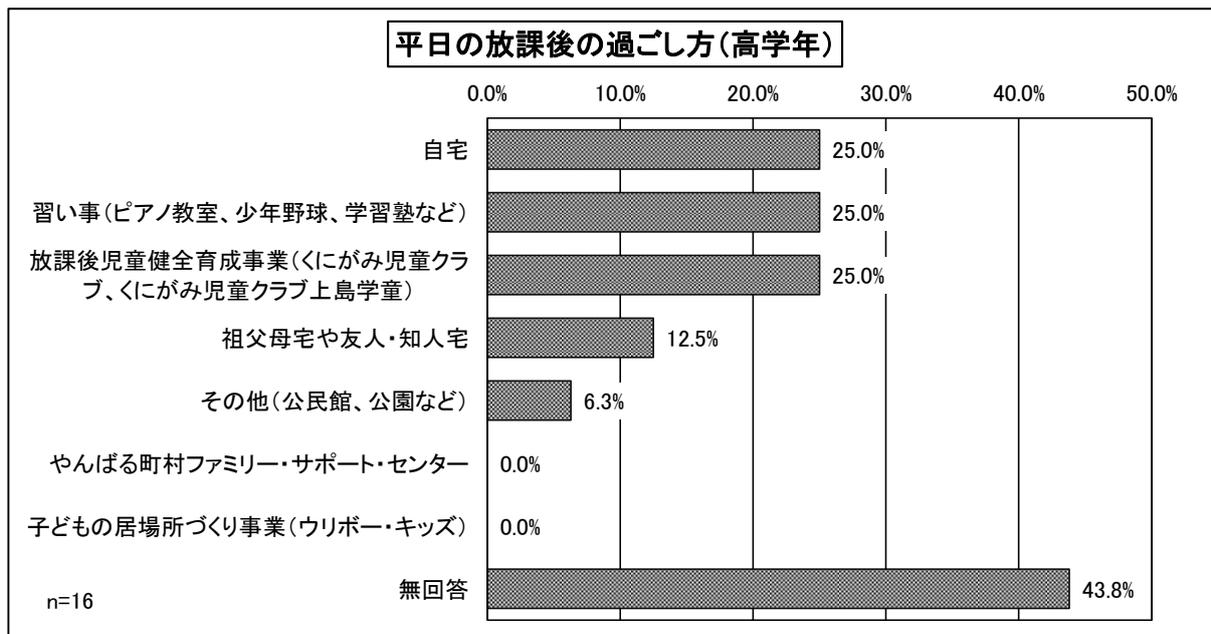
土曜日の教育・保育サービスの利用希望は、利用を希望する方が、6割を占めています。
日曜日の利用希望は、利用希望者は2割、祝日の利用希望者は3割となっています。



④子どもが小学校に入学した際の放課後の過ごし方の希望

低学年での放課後の過ごし方の希望は、「放課後児童健全育成事業」が9割を占めています。
高学年では、「自宅」「習い事」「放課後児童健全育成事業」が同率となっています。

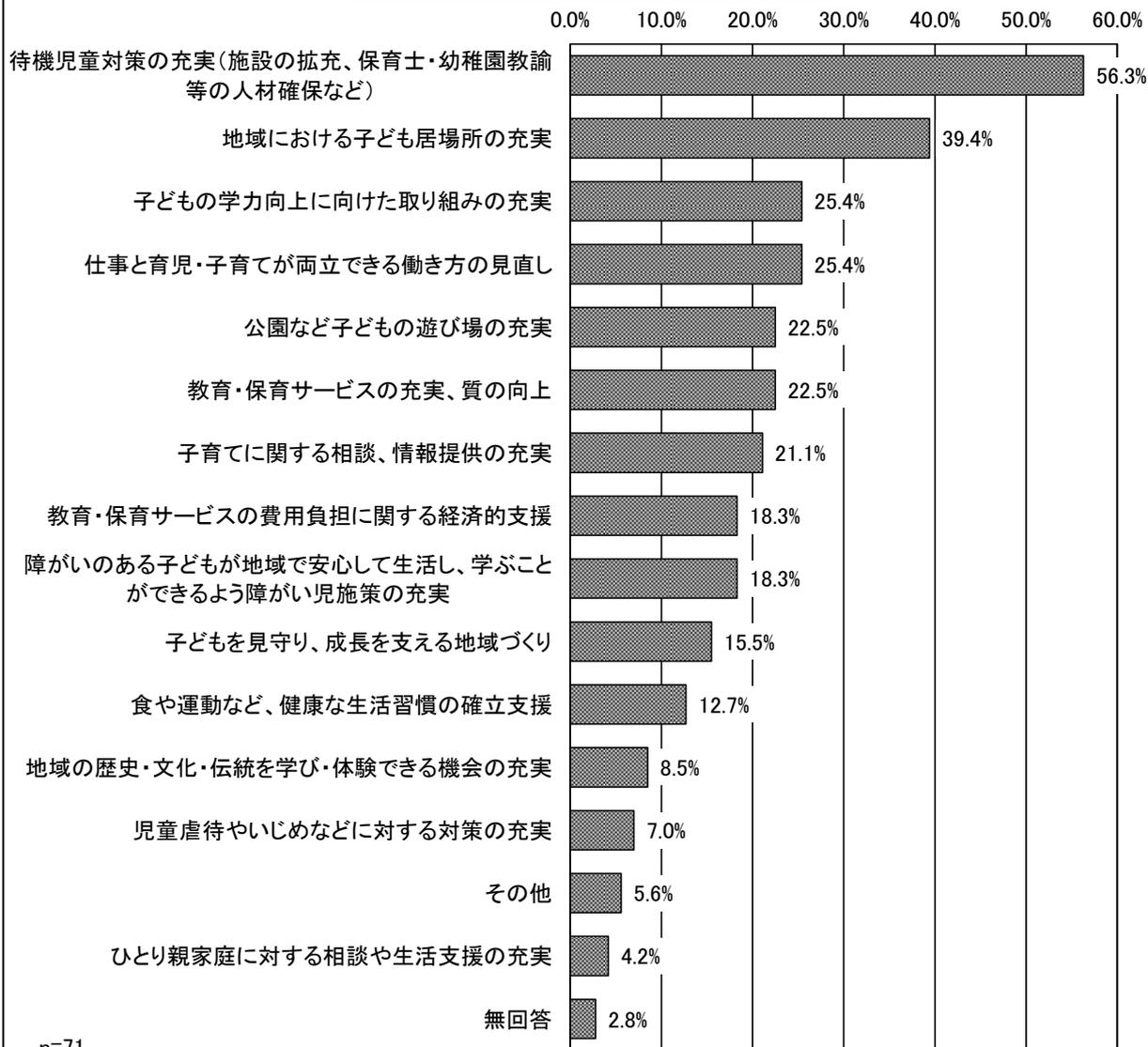




⑤子育て環境整備で重要だと思うもの

就学前児童のいる家庭における子育ての環境整備で重要なことについては、第1位は「待機児童対策の充実」の56.3%、第2位は「地域における子どもの居場所の充実」の39.4%、第3位は「子どもの学力向上に向けた取り組みの充実」及び「仕事と育児・子育てが両立できる働き方の見直し」の25.4%の順となっています。

子育ての環境整備で重要だと思うもの



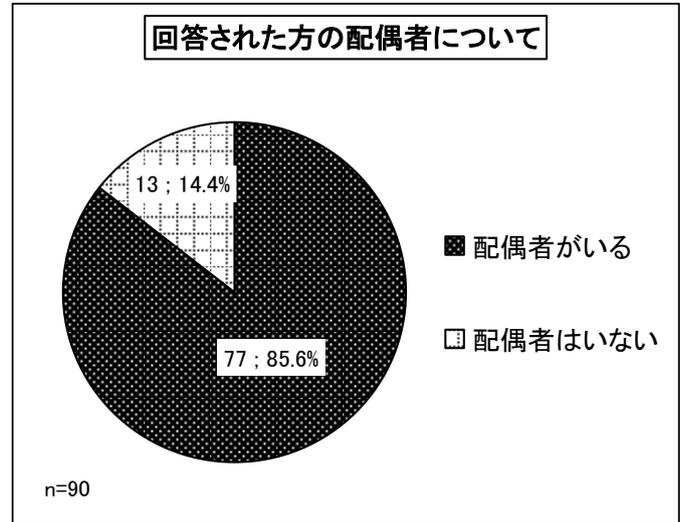
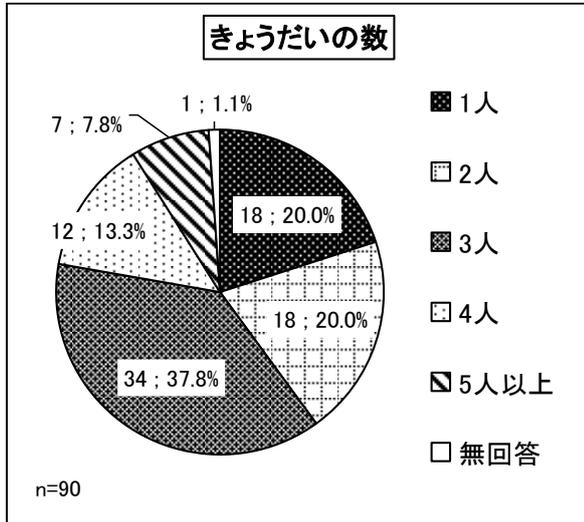
n=71

【小学生児童家庭】

①お子さんの人数と保護者の状況

小学生児童家庭の兄弟の数については、「3人」が37.8%で最も多く、次いで「1人」及び「2人」が同率の20.0%、4人以上も21.1%となっています。

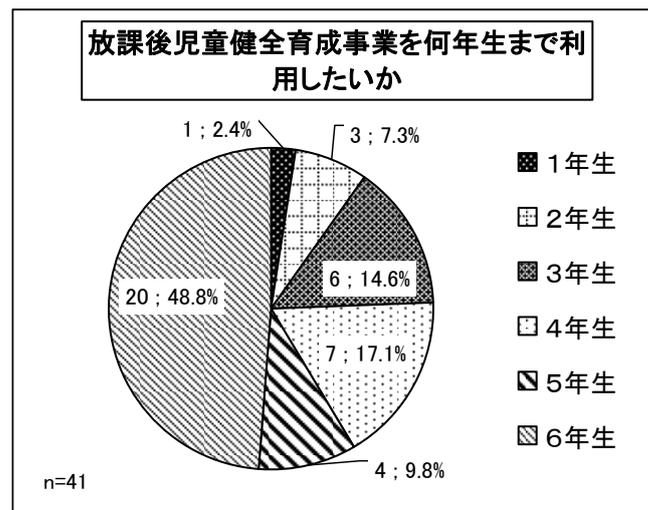
保護者の配偶者の有無については、9割は配偶者がいるものの、いない方(ひとり親家庭)も1割います。



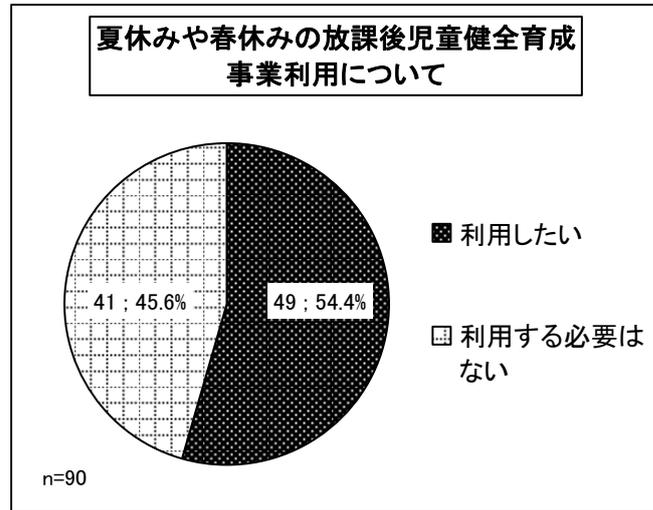
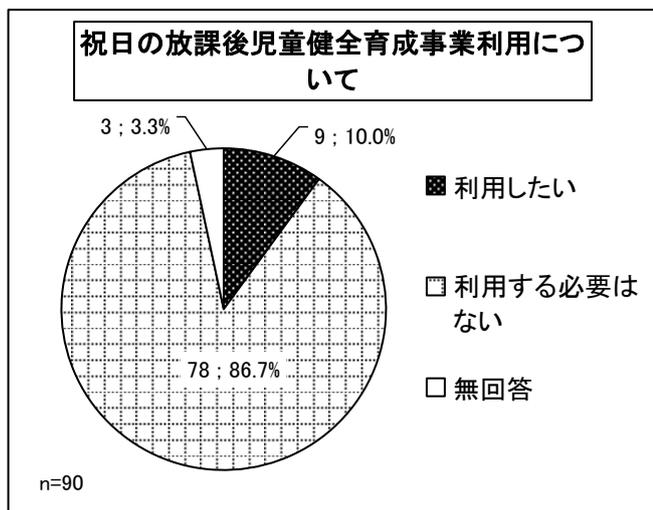
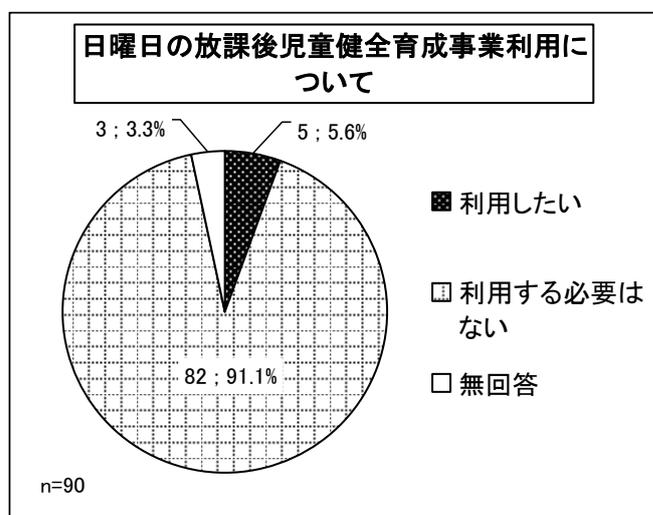
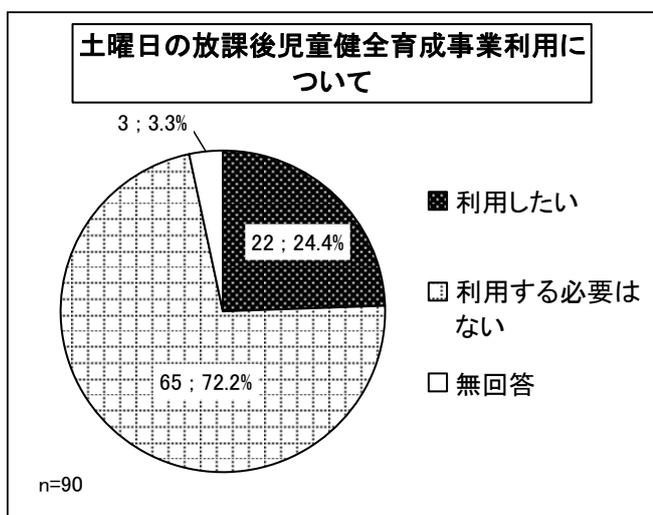
②放課後児童健全育成事業(学童)の利用意向

就学前児童家庭において放課後児童健全育成事業の利用意向は、低学年での利用意向が高く、高学年では「自宅」や「習い事」と同率となっていました。

実際にお子さんが小学校に通っている家庭での利用意向は、「6年生まで」が48.8%で最も多くなっており、「4年生」及び「5年生」も含めた高学年までの利用希望が7割を占めています。



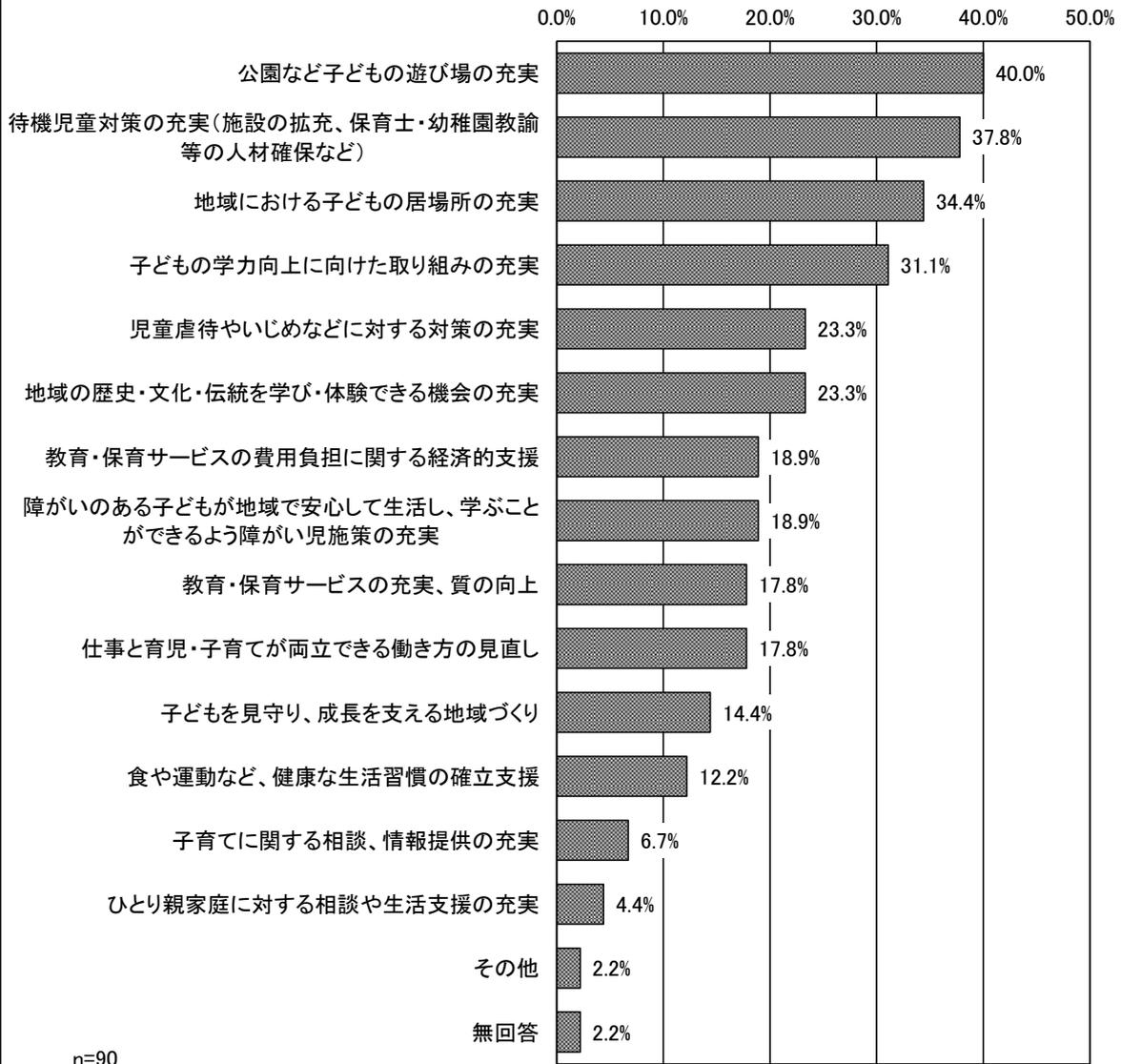
平日以外の放課後児童健全育成事業の利用希望をみると、土曜日の利用希望は 24.4%、日曜日は 5.6%、祝日は 10.0%となっています。また、夏休みなどの長期休暇期間における利用希望は、54.4%となっています。



③子育て環境整備で重要だと思うもの

小学生児童のいる家庭における子育ての環境整備で重要なことについては、第1位は「公園など子どもの遊び場の充実」が40.0%、第2位は「待機児童対策の充実」の37.8%、第3位は「地域における子どもの居場所の充実」の34.4%、第4位は「子どもの学力向上に向けた取り組みの充実」の31.1%、第5位は「児童虐待やいじめなどに対する対策の充実」及び「地域の歴史・文化・伝統を学び・体験できる機会の充実」が23.3%の順となっています。

子育ての環境整備で重要だと思うもの



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は村の上位計画である「第5次国頭村総合計画・基本計画」では、国頭村民憲章である『森と水とやすらぎの里 “くにがみ”』を将来像とし、基本目標を①自然を愛し活かした、豊かで活力ある村づくり、②花と緑に包まれた、優しい美ら村づくり、③きまりを守り、快適ですみよい村づくり、④夢と希望を育む、教育・文化の光る村づくり、⑤水とエネルギーに感謝し、資源を大切にする村づくり、⑥うるおいとやすらぎのある、健康で安全な村づくりとして、これまでの基本理念・基本目標を継承してむらづくりに取り組んでいるところです。

本計画においても、国頭村の教育・保育、本村に住む子どもや家庭への支援の充実に向けて、その想いを継承することとします。

自然の中で、子どもと親が笑顔で暮らせる里 “くにがみ”

2 計画策定における基本的な視点

①子どもの視点

次代を担う子どもの幸せを第一に考え、「子どもの最善の利益」が最大限に尊重されるように配慮し、子どもの視点に立った取組を推進します。

②子どもを育成する長期的な視点

子どもは未来を担う存在であり、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは重要なものです。そのため、子どもの成長を発達段階に応じて切れ目なく支援することを推進します。

③地域社会全体による全ての子どもと家庭に対する支援の視点

子どもたちの支援に当たって、父母及びその他の保護者の子育て活動と仕事の支援のみならず、子育てに対する負担感や孤立化などの問題を踏まえ、広い観点から推進します。

また、子育て支援については保護者が第一義的責任を前提としつつ、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた地域社会全体で協力した取組を推進します。

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、障がい、疾病、貧困及び虐待をはじめとするさまざまな理由により社会的支援を要する児童や家族を含め、広く「全ての子どもと家庭」への支援という視点から、多様なニーズに対応した取組を進めます。

④地域特性の重視と地域社会資源の効果的な活用の視点

都市部と農山漁村の人口構造や産業構造、さらには社会資源の状態など地域の特性はさまざまであり、ニーズや必要とされる支援策も異なるため、本村の地域特性を踏まえた主体的な取組を推進します。

さらに、本村の各種公共施設の活用をはじめ民生委員や児童委員等の関係機関及び各種民間団体等の地域人材の協力体制の確立とともに、自然環境や伝統文化等の社会資源の効果的な活用の取組を推進します。

3 計画の基本目標

(1)基本目標の考え方

本計画は、前計画である「第2期国頭村子ども・子育て支援事業計画」における取組の評価に加え、本村の基礎統計、ニーズ調査における分析結果を勘案します。

さらに、「基本理念」「基本的視点」に基づき、本計画の推進により課題解決のため取り組むべき分野及び目指すべき目標を示すものとして、「基本目標」を次のように定めます。

基本目標1 教育・保育・子育ての充実

平等な教育・保育サービス提供体制の整備や質の向上を推進します。

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進します。

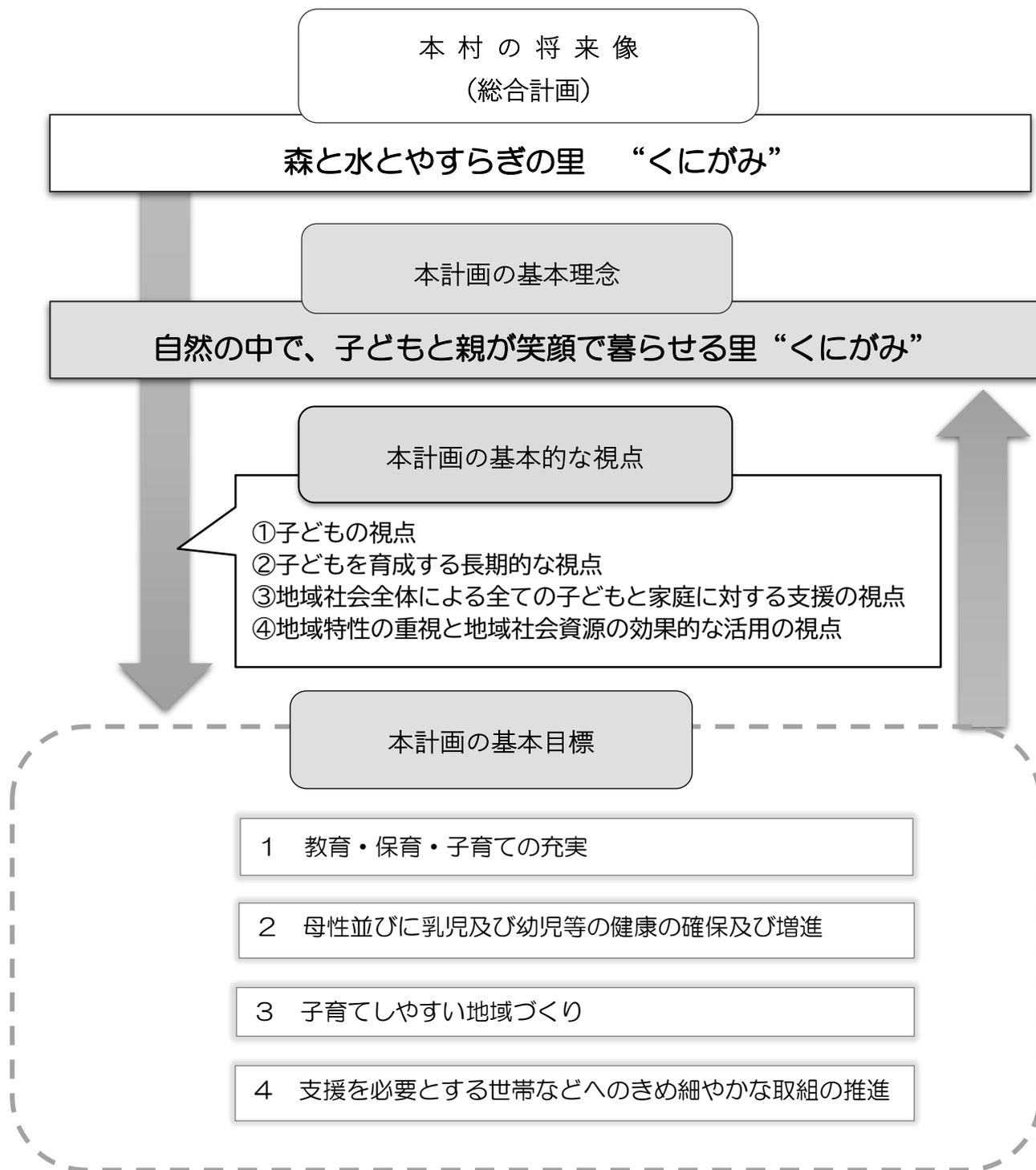
基本目標3 子育てしやすい地域づくり

親子が安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。

基本目標4 支援を必要とする世帯などへのきめ細やかな取組の推進

支援を必要とする子育て世帯へきめ細やかな支援体制の整備を推進します。

(2)国頭村の将来像と本計画の基本理念・基本目標との関連



4 施策の体系

第3期国頭村子ども・子育て支援事業計画の施策の体系は、以下のとおりです。

基本理念	基本目標	基本施策
自然の中で、子どもと親が笑顔で暮らせる里 くにかみ	基本目標1 教育・保育、子育て施策の充実	(1)実施予定の幼児期の教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期
		(2)保育教育・保育士の人材確保と育成向上の取り組み
		(3)保育から教育まで一過した支援の提供
		(4)保育・教育における環境等の整備
		(5)子育て支援ネットワークづくり
	基本目標2 母子並びに乳児等の健康の確保及び増進	(1)子どもや母親の健康の確保
		(2)『食育』の推進
		(3)小児医療の充実
	基本目標3 子育てしやすい地域づくり	(1)地域子ども・子育て支援事業の充実
		(2)子どもを産み育てやすい地域環境づくりの推進
		(3)安全で安心な地域づくりの推進
	基本目標4 支援を必要とする世帯などきめ細やかな取り組みの推進	(1)児童虐待防止対策の推進
		(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進
		(3)障がい児施策の充実
		(4)子どもの貧困対策の充実

5 計画を推進するために

(1)計画の推進体制

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や学校をはじめ、地域住民、企業、事業所などが連携しながら推進していく必要があります。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に反映します。新たな課題についても、積極的に取り組んでいきます。

「国頭村子ども・子育て会議」においても、各年度の計画の進捗状況を把握し、事業の充実や見直しについての協議を行い、効果的な進行管理に努めていきます。

(2)住民参加と情報発信

計画の目標を達成するために、住民一人ひとりが子ども・子育て支援の重要性を認識し、取り組んでいくことが重要です。

そのため、ホームページなどの広報媒体の活用により、本計画の実施状況に係る情報を周知し、広く住民の理解と協力を得ながら計画を推進します。

第4章 施策の展開

基本目標1 教育・保育、子育て施策の充実

(1)実施予定の幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

◆区域設定◆

内閣府は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項として、教育・保育提供区域の作成を必須事項として記載しています。

区域設定の考え方としては、次のとおりとなっております。

『市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定。※小学校区、中学校区、行政区などを想定。』

本村は教育（こども園）、保育（保育所・こども園）、地域子ども・子育て支援事業共に区域設定はなく、全域となっております。

上記の考え方を踏まえ、本村の教育・保育提供区域は、

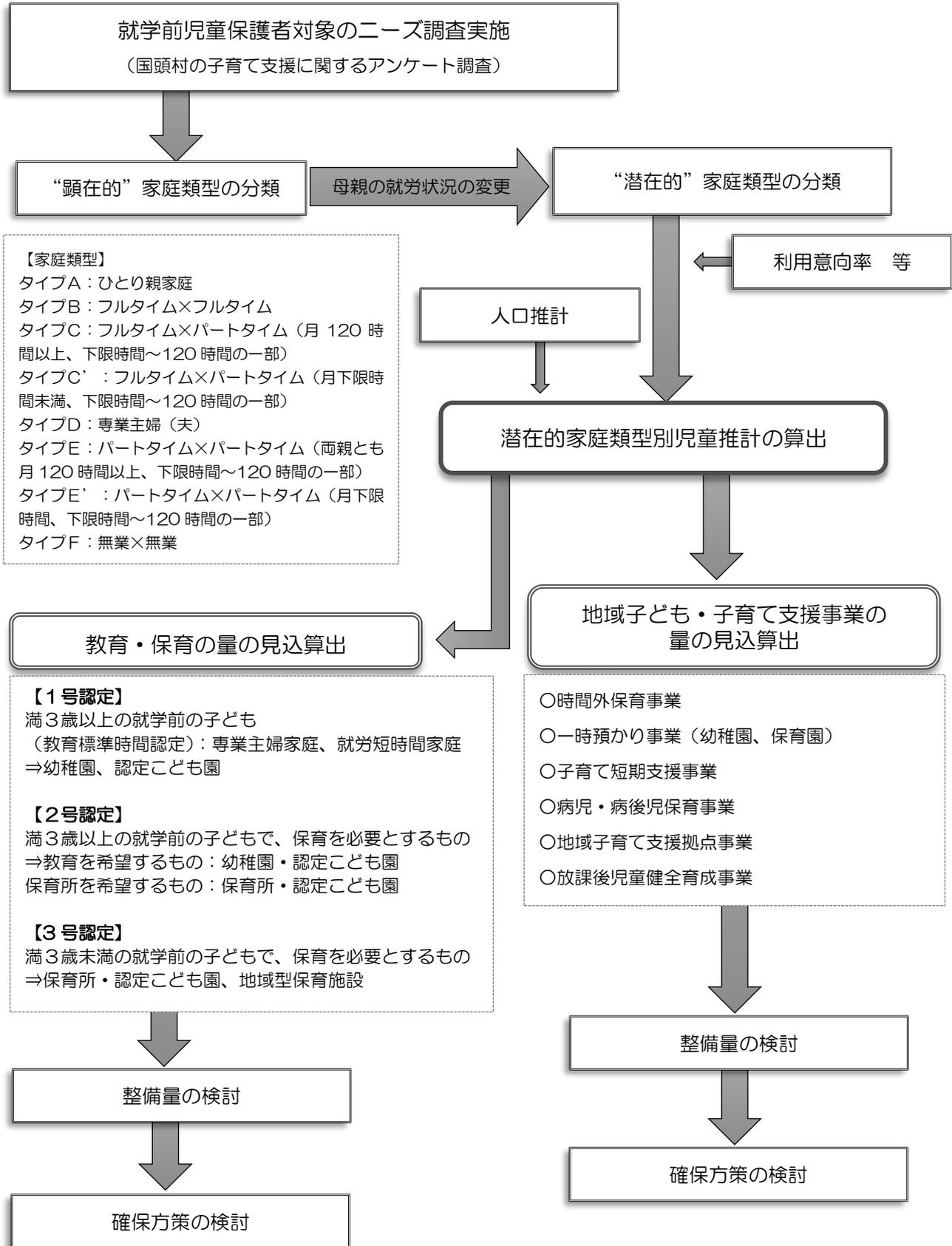
本村全体を1つの区域とします

◆量の見込み推計方法◆

平成 26 年1月に内閣府が提示しました「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」や「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」を参考に算出を行いました。

算出手順としては、今年度実施しました「国頭村 子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果から対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」を求め、さらに、母親の将来の働き方の変更から「潜在的な家庭類型」を求めました。この潜在的な家庭類型と人口推計、今後の利用意向率を用いて、量の見込みを算出しました。

図表 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込算出手順のフロー図



■確保内容

くしがみこども園で1号認定、2号認定、3号認定の子どもの確保を行います。楚洲へき地保育所で2号認定、3号認定の子どもの確保を行います。

令和7年度～11年度において、人口推計結果による対象児童数及びニーズ調査結果等を踏まえた量の見込みに対する確保方策(受入数)は、確保できる見通しとなっています。

図表 村全域の教育・保育の量の見込みと確保内容(令和7年度～令和11年度)

令和7年度 単位:人

		3歳以上 教育のみ	3歳以上 (2号認定)		3歳未満保育 (3号認定)	
		(1号認定)	教育	保育	1・2歳	0歳
①量の見込み		4	0	84	54	13
確保の内容	教育・保育施設	9	0	107	61	18
	地域型施設	0	0	20	10	0
	企業型保育施設	0	0	0	0	0
②確保計		9	0	127	71	18
差引 ②-①		5	0	43	17	5

令和8年度 単位:人

		3歳以上 教育のみ	3歳以上 (2号認定)		3歳未満保育 (3号認定)	
		(1号認定)	教育	保育	1・2歳	0歳
①量の見込み		5	0	85	54	14
確保の内容	教育・保育施設	9	0	107	61	18
	地域型施設	0	0	20	10	0
	企業型保育施設	0	0	0	0	0
②確保計		9	0	127	71	18
差引 ②-①		4	0	42	17	4

令和9年度 単位:人

		3歳以上 教育のみ	3歳以上 (2号認定)		3歳未満保育 (3号認定)	
		(1号認定)	教育	保育	1・2歳	0歳
①量の見込み		4	0	84	55	14
確保の内容	教育・保育施設	9	0	107	61	18
	地域型施設	0	0	20	10	0
	企業型保育施設	0	0	0	0	0
②確保計		9	0	127	71	18
差引 ②-①		5	0	43	16	4

令和10年度

単位:人

		3歳以上 教育のみ (1号認定)	3歳以上 (2号認定)		3歳未満保育 (3号認定)	
			教育	保育	1・2歳	0歳
①量の見込み		4	0	84	57	14
確保の内容	教育・保育施設	9	0	107	61	18
	地域型施設	0	0	20	10	0
	企業型保育施設	0	0	0	0	0
②確保計		9	0	127	71	18
差引 ②-①		5	0	43	14	4

令和11年度

単位:人

		3歳以上 教育のみ (1号認定)	3歳以上 (2号認定)		3歳未満保育 (3号認定)	
			教育	保育	1・2歳	0歳
①量の見込み		5	0	85	57	15
確保の内容	教育・保育施設	9	0	107	61	18
	地域型施設	0	0	20	10	0
	企業型保育施設	0	0	0	0	0
②確保計		9	0	127	71	18
差引 ②-①		4	0	42	14	3

(2) 保育教諭・保育士の人材確保と育成向上の取組(基本的な考え方)

村内の教育・保育施設及び地域型保育事業所等において事業に従事している保育教諭、保育士をはじめ、人材確保及び育成向上へ取り組みます。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	人材確保に向けた継続的取組の推進	<p>人材確保のために賃金の改定・確保を行うとともに、求人募集の案内を行うなど、人材確保に向けた継続的な取り組みを推進します。また、保育教諭の働きやすい環境整備にも取り組みます。</p> <p>■保育士合同就職説明会への参加</p> <p>■求人募集の実施</p>	教育委員会
2	人材育成の取り組みの推進	<p>研修への参加を積極的に促し、質の高い教育・保育を提供するため、保育者としての素養を深め、教育・保育の実践を通して育成向上を行います。</p> <p>■園内研修の実施(2か月に1回)</p>	教育委員会

(3) 保育から教育まで一貫した支援の提供

教育・保育の連続性・一貫性のため、「国頭村教育大綱」のもとで、保育所・幼保連携型認定こども園・小学校・関係機関などの一層の連携整備を行うとともに、情報の共有化を図るなど、保育から教育まで一貫した支援の提供に努めます。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	異年齢交流の推進	子どもの発達や学びの連続性を重視し、こども園と小学校の連携による異年齢交流を継続して取り組みます。 ■こども園と小学校の異年齢交流の実施	教育委員会
2	関係機関の連携推進	小学校へのスムーズな接続のため、保育士・保育教諭と小学校教諭との意見交換・相互見学を実施するとともに、アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムを基にした支援を提供します。 ■保育所・幼保連携型認定こども園・小学校・関係機関等での情報共有、意見交換の実施	教育委員会

(4) 保育・教育における環境等の整備

本村に住む子どもの学力の向上をはじめ、スポーツ活動の充実、命の大切さや思いやりの心を育むため、教職員の各種研修等や地域人材の活用、いつでもどこでも学べる環境づくりなど保育・教育における環境整備を推進します。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	きめ細やかな学習指導促進事業	本事業は、「読み、書き、計算」など各教科の基礎的及び基本的な知識や技能を確実に習得させるとともに、問題解決的な学習や体験的な学習、習熟程度に応じた指導など学習形態の工夫による「子ども一人ひとりに応じた、きめ細やかな指導の充実」の推進に努めることを目的に実施します。 ■教職員への研修の実施(講師派遣) ■無料塾の継続(中学生対象)	教育委員会
2	教師の授業改善促進事業	本事業は、全国学力及び学習状況調査や沖縄県学力到達度調査の結果などを踏まえ、教師の授業力向上を目指し、授業改善強化を推進することを目的に実施します。 ■各学校での授業研究会を柱とした取り組みの継続 ■教育DXの推進し、どこでも学びを共有できるシステムの構築	教育委員会

(基本目標1:(4)保育・教育における環境等の整備のつづき)

No	取り組み名	内容	主担当課
3	学校・家庭・地域と連携した学習指導促進事業	本事業は、児童生徒の基礎学力の向上のために、学校・家庭・地域の3者が連携協力し、児童生徒の「確かな学力の定着」を推進することを目的に実施します。 ■国頭村学校改革推進委員会の授業改善部会とつながり部会との意見交換会の継続実施	教育委員会
4	地域の教材や人材の活用による教育活動活性化事業	事業は、地域の教材や人材を活用し、学校教育の効果を高めるとともに、自分の地域や郷土に誇りを持つ児童生徒の育成を推進することを目的に実施します。 ■国頭村子どもの学び人材リストの活用推進 ■様々な分野の人材の発掘・確保	教育委員会
5	道徳教育の充実	本事業は、命の大切さや思いやりの心、善悪の判断や公共心などの規範意識、正義感や公正・不平を重んじる心、美しいものに感動する豊かな感性、自立心、自己抑制力、共存の心など「豊かな心」について、教育活動全体を通じて育成することを目的に実施します。 ■各学校での授業研究会の継続実施 ■授業研究会へのサポートの推進(その他研究会への参加機会の提供、DX化)	教育委員会
6	専門家による相談体制の強化事業	本事業は、教育相談員とスクールソーシャルワーカーを活用し、関係課や学校と連携して児童生徒・保護者の相談業務を行います。また、月に1度臨床心理士による学校巡回相談なども行い、児童生徒の適切な指導支援の充実を図ります。 ■継続した取り組みの実施	教育委員会
7	学校・地域社会と連携しての健康教育促進事業	本事業は、生涯を通じて自らの健康をコントロールし、保持増進していく資質や能力を育成するため、保健、安全及び食に関する指導を教育活動全体を通じて行うことを目的に実施します。 ■地産地消給食の実施 ■給食時間や授業等において、食に関する指導の実施 ■地元でとれた食材の継続的活用に関する情報発信	教育委員会
8	体育・スポーツ活動の促進事業	本事業は、学校と地域との連携を深めるとともに、地域の優れたスポーツ指導者のもとで学校における体育的活動などの充実を図ることを目的に実施します。 また、本村ではスポーツ推進委員を設定しており、本事業に沿ったイベントの企画・運営を行っていきます。 ■スポーツ合宿に訪れる団体の指導者による本村の子ども達への指導の機会づくり ■スポーツイベントの開催(合同大会の開催など) ■新たなイベントの開催の検討	教育委員会
9	開かれた学校づくりへの取組事業	本事業は、開かれた学校づくりを図るため、保護者や地域の人々に授業等を公開する機会(授業参観等)を計画的に実施することを目的に実施します。 ■学校公開週間における地域の参観者の受入れ実施	教育委員会

(5)子育て支援のネットワークづくり

本村に住む子どもの子育てを村民全体で支えるネットワークづくりに向けて、子育て支援に関する講演会の開催をはじめ、ボランティア養成などの取り組みを推進します。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	子育て支援のための講演会開催事業	<p>本事業では、子育てをしている方や地域住民などを対象に、子育て支援を目的とした講演会の開催や各種、子育て支援サービス等の周知、情報提供を行うことにより、地域のネットワーク形成を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■子育て支援サービスの周知 ■保護者向けの講演会の開催 ■ボランティア養成講座の開催 	福祉課
2	ペアレント・プログラムの実施	<p>ペアレント・プログラムは、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者など、支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループプログラムを実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■近隣3村合同での取り組みの継続実施 	福祉課

基本目標2 母子並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

(1)子どもや母親の健康の確保

妊娠期から乳幼児期において、切れ目のない支援を提供し、母子の健康が確保され、子どもが健やかな成長につながるよう、母子の保健対策の取り組みの充実を図ります。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	妊婦健康診査事業の充実	<p>本事業は、母子保健法第8条の2、第13条に基づき、妊娠中の健康管理と病気の早期発見、並びに必要なに応じて適切な治療や指導を受け、親子共に妊娠期を健やかに過ごすことを目的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■受診勧奨の継続実施 ■受診が途絶えている場合の状況確認の継続実施 	福祉課
2	乳幼児一般健康診査事業の充実	<p>本事業は、母子保健法第8条の2、第12条、第13条に基づき、乳幼児の身体発育及び精神発達のチェック、病気の早期発見、保護者も含めた心理的な問題や育児に関するさまざまな相談に応じるなど、乳幼児期を健やかに過ごすことを目的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■保育所巡回、家庭訪問による未受診者対策の継続実施 ■健診後のフォローの継続実施(要経過観察、要精密検査) ■言語に関する相談対応に向けた検討 	福祉課
3	幼児歯科健診の充実	<p>本事業は、母子保健法第13条に基づき、虫歯予防に対する認識を早期から高めるとともに、「むし歯ゼロ」を目指し、生活習慣の中で親子が実践できる虫歯予防の指導を乳幼児健診のない2～3歳児に対し行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■受診しやすい環境づくりとして個別健診の継続実施 ■保育所等との情報共有 	福祉課
4	予防接種率の向上	<p>本事業は、予防接種法第3条に基づき、予防接種を行うことにより、免疫を高め感染症を予防し、乳幼児期を健やかに過ごすことを目的に実施し、定期予防接種の助成も行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■こんにちは赤ちゃん事業での説明や乳幼児健診などの機会をとおした接種勧奨の継続実施 	福祉課
5	妊産婦・新生児訪問指導事業の推進	<p>本事業は、母子保健法第11条、第14条に基づいて、必要な生活指導を行うことを目的に実施します。また、必要な場合は、養育支援訪問事業などのサービスとつなげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■家庭児童相談員や要保護児童対策地域協議会と連携した支援の実施 ■産後ケア事業など必要に応じた支援の実施 	福祉課

(基本目標2:(1)子どもや母親の健康の確保のつづき)

No	取り組み名	内容	主担当課
6	こんにちは赤ちゃん事業	<p>本事業は、児童福祉法第21条の9により全戸訪問事業として位置づけられており、子育てに関する情報提供並びに、その保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的に実施します。</p> <p>また、継続的な支援が必要と判断した家庭については養育支援訪問事業につなげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■対象全世帯への保健師による訪問の継続実施 ■訪問後、産後ケア事業など必要に応じた支援の実施 	福祉課

(2)『食育』の推進

子どもの健康維持・増進を図るには、毎日の食事は重要な要素であることから食育の取り組みを推進します。また、学校だけでなく家庭・地域での健康維持・増進につながるよう、村民への意識啓発などの取り組みを推進します。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	離乳食実習事業	<p>本事業は、3か月～1歳未満の乳児の保護者を対象に、月齢に応じた離乳食のすすめ方や栄養及び調理を学ぶことを目的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■離乳食講話の実施(年3回) ■子育て支援センター「ゆっくいな」と協力した共同での離乳食教室の開催 	福祉課
2	学校・地域社会と連携しての健康教育推進事業(再掲)	<p>本事業は、生涯を通じて自らの健康をコントロールし、保持増進していく資質や能力を育成するため、保健、安全及び食に関する指導を教育活動全体を通じて行うことを目的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地産地消給食の実施 ■給食時間や授業等において、食に関する指導の実施 ■地元でとれた食材の継続的活用に関する情報発信 	教育委員会

(3)小児医療の充実

子どもの病気の早期発見・早期治療につながるよう、病院へ通院や入院が必要になった際に、保護者の負担軽減を図る取り組みを推進します。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	子ども医療費助成事業の推進	<p>本事業は、乳幼児から高校生(18 歳到達後最初の3月 31 日)までの外来・入院(食事代も含む)などにかかる医療費の一部を助成することにより、病気の早期発見、早期治療を促進し、健康の保持増進を図ることを目的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■助成の継続実施(現物支給) ■子どもがいる世帯への制度の周知 	福祉課
2	未熟児養育医療給付	<p>母子保健法第 20 条に基づき、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児が指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費にて負担する制度です。</p> <p>医療費は世帯の所得課税額等に応じて、一部自己負担金が生じます。</p>	福祉課

基本目標3 子育てしやすい地域づくり

(1)地域子ども・子育て支援事業の充実(量の見込みと確保方策)

地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠期・出産から切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策と連携して取り組みを推進します。

①利用者支援事業(基本型もしくは特定型)

事業内容	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
現 状	本事業は実施していません。
確保の考え	本事業の実施は見込みません。

①-1 こども家庭センターの設置(利用者支援事業の1類型)

【新規】

事業内容	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な相談支援を実施するとともに、地域の関係主体とつながりながら、サポートプランの作成や勧奨・措置を使いながら子育て家庭をマネジメントする事業です。
現 状	新規事業のため実績なし
確保の考え	母子保健機能と児童福祉機能の一体的相談支援を実施するため、令和8年度の設置に向け取り組みます。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
確保の内容②	0カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
差引 ②-①	▲1カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所

①-2 妊婦等包括相談支援事業(利用者支援事業の1類型)

【新規】

事業内容	妊婦のための支援給付を行うに当たって、主に妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行う事業です。
現 状	新規事業のため実績なし。
確保の考え	すべての妊婦への対応を図ります。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	48回	52回	52回	52回	56回
確保の内容②	1人当たり3回の面談が必要、2回目はアンケート可				

②妊婦健康診査

事業内容	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
現 状	妊婦健康診査受診票(母子健康手帳綴り込み)を交付し、妊娠初期から出産まで、14回の健診を実施します。
確保の考え	0歳人口の推計値を量の見込みとして同数を確保するものとします。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	336人回	364人回	364人回	364人回	392人回
確保の内容②	336人回	364人回	364人回	364人回	392人回
差引 ②-①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

③乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

事業内容	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
現 状	生後2か月頃までには訪問を行っています。
確保の考え	0歳児の推計児童数を確保方策として計上し、同数確保するものとしています。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	24人	26人	26人	26人	28人
確保の内容②	24人	26人	26人	26人	28人
差引 ②-①	0人	0人	0人	0人	0人

④延長保育事業

事業内容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。
現 状	現在くにかみこども園で実施しています。
確保の考え	量の見込みに対して、現在の受け入れ枠で対応可能であることから、現在の人員体制を維持することとし、確保方策として計上しています。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	87人	89人	89人	90人	92人
確保の内容②	87人	89人	89人	90人	92人
差引 ②-①	0人	0人	0人	0人	0人

⑤-1 一時預かり事業(幼稚園型)

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園で一時的に預かる事業です。 幼稚園型: 現行の幼稚園における預かり保育と同様、認定こども園・幼稚園の1号認定こどもの園児を主な対象として実施
現 状	現在くのがみこども園で実施し、必要に応じて受け入れを行っています。
確保の考え	量の見込みに対して、現在の受け入れ枠で対応可能であることから、現在の人員体制を維持することとし、確保方策として計上しています。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	39 人日	49 人日	39 人日	39 人日	49 人日
確保の内容②	39 人日	49 人日	39 人日	39 人日	49 人日
差引 ②-①	0 人日				

⑤-2 一時預かり事業(一般型)

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業です。
現 状	実施なし
確保の考え	待機児童の受け入れ先として検討します。

⑥養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
現 状	保健師や家庭児童相談員等による訪問にて、相談支援を行います。
確保の考え	今後も該当者がいた場合に継続した支援ができるよう取り組む。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
確保の内容②	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
差引 ②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑦ファミリー・サポート・センター事業

事業内容	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
現 状	北部地区の10町村(伊是名村以外)広域事業として「やんばる町村ファミリーサポートセンター」を運営します。 ひとり親世帯、非課税世帯には利用料の助成を行います。(沖縄県子どもの貧困対策補助金活用)
確保の考え	引き続き事業実施するため、見込みに対応できるよう確保します。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	94 人日	93 人日	90 人日	89 人日	89 人日
確保の内容②	94 人日	93 人日	90 人日	89 人日	89 人日
差引 ②-①	0 人日				

⑧子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、必要な保護を行う事業です。
現 状	本事業は実施していません。
確保の考え	本事業の実施は見込みません。

⑨病児保育事業

事業内容	病児について、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を実施する事業です。
現 状	本事業は実施していません。
確保の考え	本事業の実施は見込みません。

⑩地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
現 状	乳幼児及びその保護者の交流の場、保護者にとってはリフレッシュの場として「ゆっくいな」が活用されています。毎月多くのイベント実施をし、SNS を活用し周知することで利用者も増加しています。
確保の考え	継続して実施します。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み(月あたり)①	190 人回	200 人回	209 人回	219 人回	230 人回
確保の内容②	1 カ所				

①放課後児童健全育成事業

事業内容	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
現 状	現在くにながみ児童クラブ、くにながみ児童クラブ上島学童の2か所で実施しています。放課後児童クラブの需要が増し、利用希望者が定員に達している状況となっています。
方 針	急激な需要の増加に対して、現在の2か所 2 支援単位から 2 か所 3 支援単位へと受け入れを増やすことにより待機児童が出ることのないよう対策を行います。

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①		111人	108人	107人	98人	99人
確保の内容②	人	111人	108人	107人	98人	99人
	設置数	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所
差引 ②-①		0人	0人	0人	0人	0人

②実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
現 状	くにながみこども園にて、全園児を対象に園で使用する歯ブラシ等の一部物品に係る費用の無償化を行っています。
確保の考え	今後も継続して無償化を行います。

③多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業内容	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。
現 状	本事業は実施していません。
確保の考え	本事業の実施は見込みません。

④子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業内容	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。
現 状	本事業の実施はないものの、家庭児童相談員(調整機関職員)を配置し、専門性強化とネットワーク機関との連携、各種子育て相談等の対応に取り組んでいます。
確保の考え	現状の取り組みで対応するものとします。

⑮子育て世帯訪問支援事業

【新規】

事業内容	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象として、訪問して子育てに関する情報提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。
現 状	対象となる世帯に対して子育てヘルパー(支援員)を派遣し、育児・家事支援を行っています。
確保の考え	現状の取り組みを継続し対応できるよう取り組む。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	1人	1人	1人	1人	1人
確保の内容②	1人	1人	1人	1人	1人
差引 ②-①	0人	0人	0人	0人	0人

⑯児童育成支援拠点事業

【新規】

事業内容	養育環境等の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える主に学齢期の児童を対象とし、児童の居場所となる拠点を開設して児童に生活の場を与えとともに、児童や保護者への相談等を行う事業です。
現 状	新規事業のため実施していません。
確保の考え	実施は見込みません。

⑰親子関係形成支援事業

【新規】

事業内容	要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象とし、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。
現 状	新規事業のため実施していません。
確保の考え	実施は見込みません。

⑱産後ケア事業

事業内容	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。
現 状	令和4年度から母子保健事業として、病院・助産院等に委託。1人あたり7回分を補助(所得に応じて自己負担額あり)
確保の考え	令和7年度より、所得によらず1人5回分無料で実施。(※食事代、一部サービス種別については自己負担あり。)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	120人日	130人日	130人日	130人日	140人日
確保の内容②	120人日	130人日	130人日	130人日	140人日
差引 ②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑱乳幼児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【新規】

事業内容	保護者の就労の有無や理由を問わず、教育・保育施設に通っていない0～2歳までの乳幼児(未在園児)を月一定時間までの利用可能枠のなかで、保育所等へ通園できるよう受け皿を確保する事業です。
現 状	新規事業のため実績なし
確保の考え	令和8年度からの実施に向けて、未在園児の50%が利用することを想定し確保に努めます。

0歳	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	6人	7人	7人	7人	7人
確保の内容②	0人	7人	7人	7人	7人
差引 ②-①	▲6人	0人	0人	0人	0人

1歳	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	2人	2人	2人	2人	2人
確保の内容②	0人	2人	2人	2人	2人
差引 ②-①	▲2人	0人	0人	0人	0人

2歳	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	1人	1人	1人	1人	1人
確保の内容②	0人	1人	1人	1人	1人
差引 ②-①	▲1人	0人	0人	0人	0人

(2)子どもを産み育てやすい地域環境づくりの推進

人口減少時代が到来している中、本村においても出生数が減少傾向にあることから、村民等が子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組みます。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	出産祝金の支給	お子さんを出産された家庭に対して、出産祝金を支給します(第一子:5万円、第二子:10万円、第三子:20万円)。 ■支給の継続実施 ■出生数の減少傾向を踏まえた制度内容の検討	福祉課
2	乳幼児から高校生までの医療費無料化	乳幼児から高校生のお子さんがある家庭に対して、外来・入院(食事代も含む)などにかかる医療費の助成を行います。	福祉課
3	不妊治療費助成事業	不妊治療を受けている夫婦に対し、その医療費の一部を助成することにより、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、その経済的負担を軽減し少子化対策の充実を図ります。 不妊治療の助成は、「生殖補助医療費」「一般不妊治療費」「不妊治療に係る交通費」の3種類があります。	福祉課
4	給食費無償化	村内の小学校・中学校に通う児童生徒及び保育所・子ども園に通う園児の給食費の無償化を実施します。	教育委員会

(3)安全で安心な地域づくりの推進環境の整備

本村に住む子どもと子育て家庭が安全で安心して過ごせるよう、交通安全対策をはじめ、防犯・防災対策に取り組みます。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	バリアフリー情報提供	バリアフリー化の施設整備状況などの情報を、提供します。 ■村内公共施設等のバリアフリー状況に関する情報提供(ホームページなどで掲載)	福祉課
2	防犯灯の設置促進事業	本事業は、安全で良好な地域環境を確保し、地域における現在及び将来の住民の生命及び財産を保護することを目的に、村内各区と連携し防犯灯の整備を実施します。	総務課
3	学校と地域における子どもたちの安全を守る活動の拡	児童生徒を取り巻く社会環境の対策のため、学校と地域の連携のもと、子どもたちの安全を守る活動を推進します。	教育委員会

	充	<ul style="list-style-type: none"> ■不審者情報をはじめ、犯罪に関する情報提供の推進 ■関係機関と連携した通学路の危険箇所の合同点検の実施(年1回) 	
4	防災意識の醸成	<p>本村において災害が発生した場合において、被害が最小限にとどめることができるよう、村民への防災意識の醸成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域防災計画に基づいた危険箇所や避難所などの情報の周知 ■定期的な防災訓練の実施 ■保育・教育施設、各学校における防災意識の醸成、避難訓練の実施 	総務課 教育委員会

基本目標4 支援を必要とする世帯などへのきめ細やかな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の推進

要保護児童対策地域協議会及び家庭児童相談の充実を図り、関係機関と連携した、児童虐待の未然防止、早期対応に努めます。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	要保護児童対策地域協議会の開催	要保護児童の適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を平成20年度に設置し、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者が、情報の交換及び適切な連携の下で支援を行います。 相談担当職員だけではなく関係機関が連携し対応をしていきます。 <ul style="list-style-type: none"> ■代表者会議の開催(年1回) ■実務者会議の開催 ■子ども家庭総合支援拠点のあり方の検討 	福祉課
2	家庭児童相談の充実	家庭その他からの子どもや子育てに関するさまざまな問題についての相談に応じ、個々の子どもや家庭に効果的な援助を行うため、専門の職員を配置し、助言・指導を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ■社会福祉士を配置(2名)し、相談対応の継続実施 ■学校やスクールソーシャルワーカー、保護者との連携、支援の実施 	福祉課

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親世帯の子どもと保護者が安心して生活できるよう、各種支援の情報提供をはじめ、医療費助成などの支援を実施し、ひとり親家庭等の自立支援を推進します。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	各種制度等の周知	ひとり親家庭等への支援に関連する各種制度について、パンフレットやホームページ等の各種媒体を活用し周知を図ります。	福祉課
2	母子・父子家庭医療費助成事業	母子及び父子家庭並びに養育者家庭に対して、その生活の安定と自立を支援し、保健の向上と福祉の増進、自立支援も含めて医療費助成事業を実施します。 自動償還を導入し、村独自で入院時の食事代も助成しています。	福祉課
3	母子父子寡婦福祉	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭	福祉課

	資金貸付事業	等の経済的自立の助長等を図るため、母子家庭等の親や子どもに対し、修学資金等の全 12 種類の資金を無利子又は低利で貸付けを行うもの。「母子父子寡婦福祉資金貸付事業」は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)に基づいて沖縄県の行う事業であります。市町村が窓口となっていることから、引き続き業務の推進を図ります。	
--	--------	---	--

(3)障がい児施策の充実

保育所等や放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	障がい者自立支援協議会との連携による支援の推進	<p>国頭村障がい者自立支援協議会の相談支援部会を中心に、主に 18 歳以下の子どもの障がい福祉関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者が情報の交換をし、適切な連携の下で支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■相談支援部会の開催(年6回) ■子どもの育ちを支える支援者向けのマニュアルとして発行している「きづき・つながりハンドブック(国頭村)」の掲載内容の更新の検討 	福祉課
2	巡回支援専門員整備事業	<p>村内の保育所・こども園・小学校・中学校・子育て支援拠点施設・集団健診の場などの子どもやその親が集まる場所へ計画的に巡回支援専門員が巡回し、子どもの育ち(発達など)について相談・支援を行います。また必要に応じて、専門知識を有するスタッフとともに連携し、専門的な相談・助言・支援等を行っていきます。</p>	福祉課
3	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	<p>在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより小児慢性特定疾病児及び介助者の負担軽減を図ります。</p> <p>世帯の所得課税額等に応じて、一部自己負担金が生じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■対象世帯への制度案内の実施 	福祉課
4	学校等における医療的ケア児の受入れの実施	<p>学校等に在籍する日常的に医療的ケアを必要とする子どもが安心して生活及び学習できる環境を整えるために、医療的ケアが実施できる人材を確保していきます。</p>	教育委員会

(4)子どもの貧困対策の充実

本村に住むすべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、現在から将来にわたって、夢や希望を持って成長していけるよう、生活困窮を含めた家庭内の課題を適切な支援につなげられるよう、関係機関や団体と連携して取り組みます。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	子どもの貧困対策に関する相談対応の充実	教育相談員とスクールソーシャルワーカーを支援員として配置し、小中学校の巡回、福祉課や居場所等の関係機関との連携を図ります。 ■関係課及び学校と連携した相談対応の継続実施 ■臨床心理士による学校巡回相談の実施(月1回)	教育委員会
2	子どもの居場所の運営支援事業	困窮世帯への支援を目的として、子どもが安心して過ごせる場所を確保し、食事の提供や生活指導、学習支援などを継続して取り組みます。	福祉課
3	子どもの貧困緊急対策地域協議会の開催	地域の子ども及び保護者への適切な支援を図るため、関係者が連携して情報や考え方を共有し、適切な連携の下で協議を行います。	福祉課
4	就学援助	経済的理由により支援を必要としている児童生徒に対し、充実した学校生活を過ごしてもらえるよう学用品などの費用を援助します。	教育委員会
5	放課後児童クラブ利用料負担軽減事業	ひとり親家庭等に対し児童クラブの利用料軽減を行うことで、安全で安心した環境で学童保育を行います。	教育委員会
6	ファミリーサポート利用料負担軽減事業	ひとり親家庭及び村民税非課税世帯に対し子育てサポート券を発行し、ファミリーサポートセンターの利用促進を図ることで、仕事と育児の両立を支援し、子どもの健やかな育ちを支援します。	福祉課
7	ふれあいセンター図書室土日祝日開館事業	ふれあいセンター図書室を土日祝日に開館することで、土日祝日の子どもたちが安心して過ごせる居場所を確保します。また、地域住民を活用することで、子どもたちと地域住民が触れ合う機会を持ち、「見守られている」と感じてもらうことで、子どもの自己肯定感を高めます。	教育委員会
8	職業・就労体験事業	村内にはないさまざまな職業に触れることで自己の個性を理解するとともに、新たな勤労観、職業観を形成します。また子どもたちが村内のさまざまな仕事、人々と触れることで地域への愛着心を育て、将来の国頭村を担う人材を育てます。 ■中学2年生のキャリア教育として継続実施(年1回)	教育委員会
9	さまざまな体験活動等イベントの企画事業	さまざまな体験活動等イベントを地区で企画してもらい、子どもたちが公民館に集まりやすい環境づくりや、地域で子どもたちと楽しみ、見守る意識を向上させてい	教育委員会

		<p>きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■公民館講座としてプログラミング体験講座の実施 (小・中学生対象) ■子どもたちを対象とした新規の公民館講座の検討 ■子ども会と連携した地域での公民館を活用したイベントの検討 	
10	特別支援教育就学奨励費の給付	<p>村内小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する子どもの保護者に対し財政的負担を軽減するため、学用品などの費用を負担します。</p>	教育委員会
11	育英会貸付事業	<p>経済的な理由により、就学困難な者に学資の貸付けを行います(年60万円)。</p>	教育委員会

第5章 本計画の達成状況の点検及び評価体制

本村では、計画策定に向けて、「国頭村子ども・子育て会議」を設置しています。本会議は、学識経験者、子育て事業に従事する者、村長が必要と認める者で構成されており、子ども・子育て支援に関する施策の総合的・計画的な推進に関して、必要な事項や施策の実施状況を調査・審議する場として位置づけられています。そのため、計画策定後も子育て支援施策の実施状況を、継続的に点検・評価・見直しを行っていきます。

